

令和6年第1回定例会

予算決算委員会厚生分科会(当初)

説明資料

項 目	担当局	ページ
【予算案関係】		
議第2号 令和6年度熊本市一般会計予算	健康福祉局	2 ~ 40
	こども局	67 ~ 88
当初予算案 補足説明資料1 避難行動要支援者に対する対応方針について	健康福祉局	143 ~ 144
当初予算案 補足説明資料2 電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金給付事業(追加分)	健康福祉局	145 ~ 146
当初予算案 補足説明資料3 熊本市の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応について	健康福祉局	147 ~ 149
議第3号 令和6年度熊本市国民健康保険会計予算	健康福祉局	41 ~ 51
議第4号 令和6年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	こども局	89 ~ 92
議第5号 令和6年度熊本市介護保険会計予算	健康福祉局	52 ~ 61
議第6号 令和6年度熊本市後期高齢者医療会計予算	健康福祉局	62 ~ 66
議第13号 令和6年度熊本市病院事業会計予算	病院局	93 ~ 108
【議案(条例)関係】		
議第49号 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について	健康福祉局	109 ~ 111
議第53号 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局	112 ~ 114
議第100号 熊本市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局	115 ~ 119
議第101号 熊本市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局	120 ~ 142



令和6年第一回定例会

令和6年度当初予算

予算決算委員会説明資料

熊 本 市

令和6年2月

厚生分科会審査分

< 予算所管 >

健康福祉局

こども局

病院局

【前年度予算額】

前年度予算額については、令和5年4月1日時点の各所管局の予算を記載しています

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

- 「新規」は本年度より新たに実施する事業です
- 「拡充」は前年度より内容を拡充して実施する事業です
- 「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です

区分		
新規	拡充	復興

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、以下の金額を計上しています

○（国県）には以下の財源を計上しています

- ・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金
- ・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
- ・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金

○（地方債）には以下の財源を計上しています

- ・建設事業等の財源とするための借入金

○（その他）には以下の財源を計上しています

- ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料

○（一般財源）には以下の金額を計上しています

- ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要となる金額を示します
- ・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

健康福祉局

健康福祉局・令和6年度当初予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
20			民生費	103,439,608	92,531,118	10,908,490	11.8%
20	10		社会福祉費	75,742,500	64,385,375	11,357,125	17.6%
20	10	10	社会福祉総務費	18,784,663	11,116,530	7,668,133	69.0%
20	10	24	障がい保健福祉費	31,561,036	29,356,516	2,204,520	7.5%
20	10	25	老人福祉費	12,737,588	12,515,322	222,266	1.8%
20	10	30	老人福祉施設費	0	555	▲ 555	皆減
20	10	35	老人医療給付費	25,100	28,000	▲ 2,900	▲ 10.4%
20	10	38	後期高齢者医療費	12,634,113	11,368,452	1,265,661	11.1%
20	20		生活保護費	27,498,518	27,913,019	▲ 414,501	▲ 1.5%
20	20	10	生活保護総務費	1,611,518	1,801,019	▲ 189,501	▲ 10.5%
20	20	15	扶助費	25,887,000	26,112,000	▲ 225,000	▲ 0.9%
20	25		災害救助費	39,960	29,623	10,337	34.9%
20	25	10	災害救助費	39,960	29,623	10,337	34.9%
20	30		国民年金費	158,630	203,101	▲ 44,471	▲ 21.9%
20	30	10	国民年金事務費	158,630	203,101	▲ 44,471	▲ 21.9%
25			衛生費	11,761,281	13,918,192	▲ 2,156,911	▲ 15.5%
25	10		保健衛生費	11,466,564	13,625,417	▲ 2,158,853	▲ 15.8%
25	10	10	保健衛生総務費	6,663,269	6,252,265	411,004	6.6%
25	10	15	結核対策費	96,964	102,077	▲ 5,113	▲ 5.0%
25	10	20	予防費	2,777,236	5,597,310	▲ 2,820,074	▲ 50.4%

〔歳出〕

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
25	10	30	成人病対策費	687,227	618,645	68,582	11.1%
25	10	35	環境衛生費	18,999	23,023	▲ 4,024	▲ 17.5%
25	10	40	火葬場費	696,519	536,382	160,137	29.9%
25	10	45	墓地費	79,740	73,334	6,406	8.7%
25	10	50	動物愛護センター費	218,413	209,921	8,492	4.1%
25	10	65	精神保健福祉費	228,197	212,460	15,737	7.4%
25	15		保健所費	243,647	250,005	▲ 6,358	▲ 2.5%
25	15	10	保健所費	243,647	250,005	▲ 6,358	▲ 2.5%
25	30		児童衛生費	51,070	42,770	8,300	19.4%
25	30	10	児童衛生費	51,070	42,770	8,300	19.4%
所管予算合計 X				115,200,889	106,449,310	8,751,579	8.2%
一般会計合計 Y				401,420,000	381,500,000	19,920,000	5.2%
一般会計合計 X ÷ Y				28.7%	27.9%		

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
植木火葬場建替工事施工監理業務委託	令和7年度	5,500
植木火葬場建替工事	令和7年度	267,600
市営墓地納骨堂管理台帳システム機器借上料	令和7年度～令和11年度	3,245

2 特別会計

〔会計総額〕

(単位：千円)

会計名	本年度	前年度	比較 A-B	
				増減率
国民健康保険会計	78,602,468	78,872,599	▲ 270,131	▲ 0.3%
介護保険会計	66,845,832	65,400,022	1,445,810	2.2%
後期高齢者医療会計	12,903,544	11,476,710	1,426,834	12.4%
所管特別会計合計	158,351,844	155,749,331	2,602,513	1.7%

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
発送物加工業務委託	令和7年度	6,658
保険料系システム標準化対応業務委託	令和7年度	197,511
適正服薬推進事業業務委託	令和7年度～令和8年度	19,972
発送物加工業務委託	令和7年度	807
保険料系システム標準化対応業務委託	令和7年度	228,933
広域連合窓口処理システムネットワーク通信回線使用料	令和6年度～令和11年度	17,038
発送物加工業務委託	令和7年度	202

一般会計

<歳出予算>

健康福祉局

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費				92,531,118	103,439,608	55,331,696	231,600	837,531	47,038,781	
	項	10社会福祉費				64,385,375	75,742,500	35,884,544	231,600	555,145	39,071,211	
	目	10社会福祉総務費				11,116,530	18,784,663	11,533,722	2,100	96,049	7,152,792	
	人件費					一般職195人	1,381,635	4,829		64,934	1,311,872	
健康福祉政策課	1	災害時要援護者支援経費		●		熊本市災害時要援護者避難支援制度の運用及び制度見直しに要する経費	21,300	7,500		13,800		
	2	厚生統計調査経費				国民生活基礎調査等に要する経費	6,970	6,970				
	3	在宅福祉センター管理運営経費				在宅福祉センターの指定管理料 ①東部在宅福祉センター 16,800 ②南部在宅福祉センター 16,500	33,300				33,300	
	4	各種団体助成				各種団体に対する助成に要する経費 ①熊本市原爆被害者の会 160 ②熊本市遺族連合会 727 ③熊本市社会福祉施設連合会 323 ④熊本県英霊顕彰会 520	1,730				1,730	
	5	社会福祉協議会助成経費				熊本市社会福祉協議会の運営費等に対する助成に要する経費	159,472			10,000	149,472	
	6	夢もやい館管理運営経費				夢もやい館の指定管理料	27,324	6,166			21,158	
	7	すこやか交流広場管理経費				熊本市すこやか交流広場の管理に要する経費	1,071			75	996	
	8	民生委員活動等経費				民生委員・児童委員の推薦や活動等に要する経費	156,541	190			156,351	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳					
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源	
健康福祉政策課（つづき）	9	民生委員協議会助成				熊本市民生委員児童委員協議会の運営費等に対する助成に要する経費	17,296					17,296
	10	地方社会福祉審議会経費				熊本市社会福祉審議会の開催に要する経費	300					300
	11	生活資金貸付事業経費				熊本県社会福祉協議会が実施する要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資に対する補助に要する経費	13,602	10,201				3,401
	12	日常生活自立支援事業				熊本市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対する補助に要する経費	45,000	22,500				22,500
	13	福祉有償運送運営協議会経費				福祉有償運送運営協議会への負担金	105					105
	14	地域協議会経費				地域協議会の開催に要する経費	74					74
	15	在宅福祉センター施設整備経費				個別長寿命化計画に基づく南部在宅福祉センターの防災設備改修工事等に要する経費	4,940		2,100			2,840
	16	第5次熊本市地域福祉計画策定経費	●			第5次熊本市地域福祉計画の策定に要する経費	6,850					6,850
	17	校区社会福祉協議会活動支援経費				校区社会福祉協議会に対する助成に要する経費	4,750					4,750
	18	校区社協行動計画推進経費				住民主体の地域課題解決に向けた「校区社協行動計画」の推進に要する経費	15,670					15,670
19	孤独・孤立対策経費				孤独・孤立問題の周知啓発に要する経費	1,380					1,380	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課（つづき）	20	心のバリアフリー推進事業	●			心のバリアフリーを推進するための普及啓発に要する経費	3,000	2,250			750	
	21	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（予備費分）	●			低所得世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（予備費分）の支給に要する経費	7,741,900	7,741,900				
	22	各区福祉課一般管理経費				各区役所福祉課の運営等に要する経費	930				930	
	23	一般管理経費				健康福祉政策課の運営等に要する経費	4,837			1,420	3,417	
	24	貸付償還専門員雇用経費				災害援護資金貸付金等の償還事務に係る会計年度任用職員の雇用に要する経費	3,580	113			3,467	
保護管理援護課	1	福祉総合相談経費				福祉相談の総合受付窓口業務や婦人保護、家庭児童相談等に要する経費	22,038	8,298			13,740	
	2	中国残留邦人等支援経費				中国残留邦人等の永住帰国後の自立支援に要する経費	52,254	41,088			11,166	
	3	各種団体助成				中国残留邦人支援団体への助成に要する経費	1,155				1,155	
	4	住宅支援給付事業				住居確保給付金の支給等に要する経費	12,141	9,105			3,036	
	5	行旅病人措置費				行旅病人の救護、行旅死人や身寄りのない死亡者の火葬等に要する経費	1,349				1,349	
	6	生活困窮者自立支援事業				自立相談支援事業等を行う生活自立支援センターの運営業務委託等に要する経費	138,200	94,343			43,857	

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
国保年金課	1 国民健康保険会計繰出金				国民健康保険事業に係る一般会計繰出金	8,326,069	3,578,269			4,747,800	
高齢福祉課	1 熊本市おでかけICカード関係経費				熊本市おでかけICカードに係るバス事業者等への運行負担金等に要する経費	577,900			5,820	572,080	
	目 24障がい保健福祉費					29,356,516	31,561,036	21,404,316	98,000	29,018	10,029,702
障がい福祉課	1 障がい福祉団体助成				障がい者団体の運営費等に対する助成に要する経費	5,244	700			4,544	
	2 熊本市障がい者理解促進事業				障がい者サポーター制度の普及啓発等に要する経費	2,480	1,860			620	
	3 障がい者差別解消推進経費				障害者差別解消法の普及啓発等に要する経費	320	217			103	
	4 成年後見制度法人後見支援事業				市民後見人の養成業務委託及び法人後見事業に対する助成等に要する経費	30,300	22,725			7,575	
	5 成年後見制度利用支援事業助成				成年後見制度申立費用等に対する助成に要する経費	16,743	12,556			4,187	
	6 障がい福祉団体助成（政策）	●			障がい者団体の事業費（令和6年度に熊本市で開催される輪番大会）等に対する助成に要する経費	1,200				1,200	
	7 移動支援事業経費				屋外での移動が困難な障がい者（児）の移動支援に要する経費	24,000	18,000			6,000	
	8 生活支援事業経費				視覚障がい者の生活訓練に要する経費	800	600			200	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	9	障がい者運転免許取得費助成				障がい者の自動車運転免許教習費用に対する助成に要する経費	4,200				4,200	
	10	身体障がい者自動車改造費助成				身体障がい者の自動車操行装置等の改造費用に対する助成に要する経費	2,100				2,100	
	11	地方社会福祉審議会経費				身体障害者福祉専門分科会審査部会の開催等に要する経費	911				911	
	12	同行援護給付費				移動に著しい困難を要する視覚障がい者の移動の援護等に要する経費	122,000	91,500			30,500	
	13	地方障害者施策推進協議会経費				障害者施策推進協議会及び発達障がい者支援協議会の開催に要する経費	221	25			196	
	14	障がい者相談員設置経費				障がい者相談員の設置に要する経費	152				152	
	15	特別障害者手当等給付経費				身体等に著しい重度の障がい者を有する者に支給する手当に要する経費	387,349	290,250			97,099	
	16	障がい者住宅整備費助成				住宅改造費に対する助成等に要する経費	5,700	2,565			3,135	
	17	障害者総合支援法事務経費				障害者総合支援法に係る事務執行に要する経費	48,215				48,215	
	18	居宅介護給付費				障がい者(児)の入浴、排泄、食事の介護等の居宅サービスの提供、通院等の支援に要する経費	581,000	435,750			145,250	
19	重度訪問介護給付費				重度の肢体不自由者への入浴、排泄、食事の介護等の居宅サービスの提供、外出時の介護の提供に要する経費	607,000	455,250			151,750		

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	20	療養介護給付費（療養介護医療費）			医療、常時介護が必要な障がい者に対する病院等における機能訓練、療養上の管理、看護等の提供に要する経費	927,216	695,250			231,966	
	21	生活介護給付費			常時介護が必要な障がい者に対する入浴や創作活動の場の提供等に要する経費	4,493,000	3,369,750			1,123,250	
	22	短期入所経費			一時的に介護が困難な場合や生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）の短期的な入所支援に要する経費	170,000	127,500			42,500	
	23	施設入所支援給付費			夜間に介護が必要な障がい者等に対する居住の場の提供、入浴等の支援に要する経費	1,503,000	1,127,250			375,750	
	24	自立訓練給付費			身体機能等の維持向上の支援が必要な障がい者に対する生活訓練・機能訓練に要する経費	243,000	182,250			60,750	
	25	共同生活援助給付費			共同生活住居における夜間や休日の日常生活上の援助に要する経費	2,011,000	1,508,250			502,750	
	26	高額障害福祉サービス経費			障害福祉サービスの利用者が複数いる世帯等の利用者負担の軽減に要する経費	11,000	8,250			2,750	
	27	利用者負担軽減経費			利用者の負担割合の軽減に要する経費	33,000				33,000	
	28	補装具給付費			身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完又は代替する補装具の購入費用の支給に要する経費	135,000	101,250			33,750	
	29	相談支援事業経費			障がい者の日常生活支援のための相談支援業務委託等に要する経費 ①相談支援事業委託経費（9箇所） 219,394 ②自立支援協議会開催等経費 1,106	220,500	137,289			83,211	

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	30	日常生活用具給付等事業経費				重度障がい者の日常生活用具の給付に要する経費	149,000	111,750			37,250
	31	地域活動支援センター（Ⅰ型）運営費助成				地域活動支援センターⅠ型（6箇所）の運営費に対する助成に要する経費 ①熊本きぼう生活支援センター 9,800 ②地域生活支援センターアシスト 9,800 ③熊本市障がい者相談支援センターウィズ 9,800 ④熊本市しょうがい者生活支援センター青空 9,800 ⑤地域活動支援センターいんくる 9,800 ⑥地域生活支援センターなでしこ 9,800	58,800	27,000			31,800
	32	地域活動支援センター（Ⅲ型）運営費助成				地域活動支援センターⅢ型（1箇所）の運営費に対する助成に要する経費 地域活動支援センター熊本ダルク 3,700	3,700	1,125			2,575
	33	福祉ホーム事業運営費助成				障がい者が利用する福祉ホーム（2箇所）の運営費に対する助成に要する経費 ①菊陽ハイツ 1,400 ②あすなろ 900	2,300	1,725			575
	34	訪問入浴サービス事業経費				通所が困難な在宅障がい者（児）に対する居宅での入浴サービスの提供に要する経費	20,000	15,000			5,000
	35	日中一時支援事業経費				障がい者等の家族に対する就労支援や一時的な休息の場の提供に要する経費	11,400	8,550			2,850
	36	希望荘運営経費				障害者福祉センター希望荘の指定管理料	80,399	2,250		373	77,776
	37	希望荘施設整備経費				個別長寿命化計画に基づく空調設備等改修工事等に要する経費	84,640		76,000		8,640

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	38	行動援護給付費			行動が困難な知的障がい者や精神障がい者に対する外出時の移動補助等に要する経費	10,100	7,575			2,525	
	39	障害支援区分認定調査経費		●	障害支援区分の認定事務に係る認定調査員の雇用等に要する経費	115,285				115,285	
	40	計画相談支援給付費			障がい者(児)が障害福祉サービスを受ける際の利用計画作成等に要する経費	272,000	204,000			68,000	
	41	心身障害者扶養共済経費			障がい者(児)の保護者等が死亡や重度障がいになった場合における障がい者(児)への年金支給に要する経費	41,391	6,411		28,617	6,363	
	42	障がい者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待防止センターの夜間・休日における電話対応業務等に要する経費	2,862	2,146			716	
	43	地域相談支援給付費			施設に入所している障がい者等が住居の確保や地域生活に移行するための相談支援に要する経費	1,100	825			275	
	44	障害児相談支援給付費			障がい児が障害児通所支援を受ける際のサービス等利用計画作成等に要する経費	341,000	255,750			85,250	
	45	児童発達支援給付費			障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に要する経費	2,390,000	1,792,500			597,500	
	46	医療型児童発達支援給付費			障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導等や必要な治療の提供に要する経費	2,102	1,575			527	
	47	放課後等デイサービス給付費			通学中の障がい児に対する生活能力の向上に必要な放課後等における訓練等の提供に要する経費	5,337,000	4,002,750			1,334,250	
48	保育所等訪問支援給付費			障がい児が通う保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援に要する経費	118,000	88,500			29,500		

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	49	障がい者福祉相談所管理運営経費				障がい者福祉相談所の運営等に要する経費 ①会計年度任用職員雇用経費 13,428 ②判定業務等負担金 4,020 ③事務費等 2,928	20,376					20,376
	50	障がい程度審査委員会開催経費				障がい程度審査委員会の開催に要する経費	900					900
	51	難聴児補聴器購入費助成事業				身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中度の難聴児に対する補聴器購入費に対する助成に要する経費	700	350				350
	52	障がい福祉関係会計年度任用職員雇用経費				本庁舎及び区役所の障がい保健福祉関係業務における窓口事務等を担う会計年度任用職員の雇用に要する経費	68,257	683				67,574
	53	特別児童扶養手当支給事務				特別児童扶養手当の判定業務等に要する経費	4,923	4,923				
	54	重症心身障がい児等在宅支援事業				医療的ケア児等コーディネーター養成研修業務委託等に要する経費	7,300	650				6,650
	55	重度心身障害者(児)医療費助成				重度心身障害者(児)医療費に対する助成に要する経費	1,222,692					1,222,692
	56	更生医療給付費				障がいを除去・軽減する治療によって確実に効果が期待できる者に対する自立支援医療費の支給に要する経費	1,587,704	1,188,750				398,954
	57	精神通院医療給付費				継続的な精神通院が必要な病状がある者に対する自立支援医療費の支給に要する経費	2,656,955	1,317,500				1,339,455
58	重度心身障害者(児)医療費助成事務委託経費				重度心身障害者(児)医療費助成事務の委託に要する経費	6,590					6,590	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	59	障がい者社会福祉施設整備費助成				共同生活援助事業所等の新設等に対する助成（共同生活援助事業所2箇所、短期入所事業所1箇所）に要する経費	72,200	48,133	19,200		4,867	
	60	社会福祉施設等防犯対策強化整備事業				共同生活援助事業所等の防犯カメラの設置等に対する助成（計3箇所）に要する経費	10,500	7,000	2,800		700	
	61	障害者総合支援法関連システム改修経費				令和6年度報酬改定及び障害者総合支援法改正に伴う障害福祉サービス指定事業者等管理システム等の改修に要する経費	41,300	19,950			21,350	
	62	自立生活援助給付費				単身等で居宅生活の障がい者に対する自立した日常生活を営むために必要な援助に要する経費	200	150			50	
	63	居宅訪問型児童発達支援給付費				外出困難な障がい児に対する日常生活における基本的な動作の指導等の支援に要する経費	2,400	1,800			600	
	64	障がい児（者）口腔ケア事業				障がい児（者）への歯科診療技術向上に向けた実地実習等の開催業務委託に要する経費	300	150			150	
	65	重度障がい者等就労支援事業				重度障がい者等に対する障害福祉サービスの給付対象外の通勤支援や職場等における支援に要する経費	3,400	2,550			850	
	66	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				重度障がい者の修学に必要な支援体制の構築に取り組む大学に対する助成に要する経費	7,945	5,958			1,987	
	67	障がい者雇用関係経費				一般就労に向けた支援が必要な障がい者の雇用等に要する経費	26,025				26,025	
	68	就労移行支援給付費				障がい者に対する一般就労に向けた支援に要する経費	368,000	276,000			92,000	
69	就労継続支援給付費				通常の事業所への雇用が困難な障がい者に対する就労機会の提供、知識向上等の訓練に要する経費	4,463,000	3,347,250			1,115,750		

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづぎ)	70	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費			熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会の開催業務に要する経費	3,372	2,529			843	
	71	全国障害者スポーツ大会経費			毎年秋に開催される全国障害者スポーツ大会への熊本市選手団の派遣に要する経費	10,917				10,917	
	72	障がい者雇用促進経費			熊本市障がい者就労・生活支援センターの運営に要する経費	15,900				15,900	
	73	就労定着支援給付費			就労移行支援等を通じて通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労定着の支援に要する経費	28,000	21,000			7,000	
	74	就労継続支援A型事業サポート事業			障がい者施設の生産活動に係る事業収入の増加に向けた製品の販売会開催等に要する経費	677	472			205	
	75	医療費助成運営業務改善経費	●		重度心身障害者医療費助成制度の運用改善に要する経費	6,000				6,000	
	76	地域障害児支援体制強化事業			児童発達支援センター等の機能強化等に係る委託及び障害児等療育支援事業に係る委託に要する経費	21,980	9,765			12,215	
	77	心身障がい者福祉タクシー経費			重度障がい者の社会参加促進のための福祉タクシー利用券の助成に要する経費	61,500				61,500	
	78	熊本市おでかけICカード関係経費			熊本市おでかけICカードに係るバス事業者等への運行負担金等に要する経費	158,000				158,000	
	79	燃料費助成事業			重度障がい者の社会参加促進のための自家用車燃料費等に対する助成に要する経費	9,300				9,300	
80	身体障がい者福祉電話設置経費			福祉電話の貸与等に要する経費	328				328		

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	81	障がい者緊急通報システム経費				緊急通報システムの設置等に要する経費	300					300
	82	手話通訳者設置等経費				市庁舎及び各区役所における手話通訳者の設置等に要する経費	21,234	15,910				5,324
	83	手話通訳者等派遣等経費				手話通訳者の派遣に要する経費	16,800	12,161				4,639
	84	要約筆記者等派遣等経費				要約筆記者の派遣に要する経費	1,650	1,172				478
	85	盲ろう者通訳・介助員派遣等経費				盲ろう者通訳・介助員の派遣に要する経費	1,801	1,041				760
	86	一般管理経費				障がい福祉課の運営等に要する経費	3,880				28	3,852
	目	25老人福祉費					12,515,322	12,737,588	990,409	131,500	114,582	11,501,097
高齢福祉課	1	一人暮らし訪問・寝具乾燥経費				一人暮らし高齢者訪問事業及び寝具無料乾燥事業の実施に要する経費	2,764					2,764
	2	老人福祉施設措置費				養護老人ホームへの措置に要する経費	660,000				107,000	553,000
	3	軽費老人ホーム事務経費				軽費老人ホームの事務費に対する助成に要する経費	529,000					529,000
	4	介護予防支援事業のための施設費				介護予防施設(3箇所)の指定管理料	36,850				3,600	33,250

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
高齢福祉課 (つづき)	5	認知症コールセンター運営経費				認知症ほっとコールの運営業務委託に要する経費	7,522	3,760			3,762
	6	認知症地域医療支援事業				一般病院向けの認知症研修及びかかりつけ医・看護職員・歯科医師・薬剤師向けの認知症対応力向上研修の開催に要する経費	2,181	586			1,595
	7	認知症疾患医療センター運営事業				認知症疾患医療センターの運営業務委託に要する経費	5,120	2,559			2,561
	8	介護予防支援事業推進施設整備経費				介護予防施設の改修等に要する経費	43,700		39,200		4,500
	9	高齢福祉課所管施設整備経費				高齢福祉課所管施設の改修等に要する経費	1,500		1,300		200
	10	権利擁護のための地域連携ネットワーク経費				成年後見制度の活用促進のための相談体制の強化に要する経費	19,200	3,000			16,200
	11	生きがい活動推進経費				生きがい作業所の維持管理に要する経費	464			400	64
	12	老人憩の家維持管理経費				老人憩の家の維持管理に要する経費	6,952				6,952
	13	老人憩の家管理運営経費				老人憩の家の管理運営に要する経費	6,183				6,183
	14	老人憩の家整備経費				老人憩の家の改修等に要する経費	4,800		3,500		1,300
15	老人福祉センター運営経費				老人福祉センター（6箇所）の管理運営等に要する経費	74,300			882	73,418	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
高齢福祉課 (つづき)	16	老人福祉センター整備経費			老人福祉センターの改修等に要する経費	81,400		72,900		8,500	
	17	敬老祝賀経費			敬老祝品支給事業の実施に要する経費	3,700				3,700	
	18	シルバー人材センター助成等			シルバー人材センターに対する助成に要する経費	40,800				40,800	
	19	老人クラブ団体助成			老人クラブ団体に対する助成に要する経費	40,500	13,406			27,094	
	20	高齢者技能習得センター運営経費			高齢者技能習得センターの管理運営等に要する経費	5,000				5,000	
	21	ねんりんピック関連経費			全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団の派遣等に要する経費	12,765				12,765	
	22	民間活力を活用した健康づくり事業			プロスポーツチーム等と連携した健康づくりプログラムの実施等に要する経費	29,000	14,500		2,700	11,800	
	23	一般管理経費			高齢福祉課の運営等に要する経費	46,907				46,907	
介護保険課	1	高齢者住宅整備費助成			在宅の高齢者の住宅改造費に対する助成に要する経費	10,600	4,770			5,830	
	2	老人福祉施設整備費助成			施設の新設等に対する助成(小規模多機能型居宅介護事業所外)に要する経費	61,300	43,000	14,600		3,700	
	3	老人福祉施設等開設準備経費助成事業			介護関係施設の円滑な開設を目的とした開設前準備費用等に対する助成に要する経費	20,784	20,784				

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
介護保険課 (つづき)	4	認知症介護実践者等養成事業			高齢者介護実務者等に対する認知症高齢者の介護に関する実践的研修の開催に要する経費	2,027	626			1,401	
	5	介護保険特別対策経費			社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業への助成に要する経費	1,069	801			268	
	6	社会福祉審議会経費			高齢者福祉専門分科会の開催等に要する経費	92				92	
	7	介護保険会計繰出金			介護保険事業に係る一般会計繰出金	10,981,108	882,617			10,098,491	
目	35老人医療給付費				28,000	25,100				25,100	
国保年金課	1	老人医療費適正化経費			後期高齢者のあんま・はり・きゅう施術に対する助成(上限45回)、老人医療に係る第三者行為請求事務の委託に要する経費	25,100				25,100	
目	38後期高齢者医療費				11,368,452	12,634,113	1,956,097		315,496	10,362,520	
国保年金課	1	熊本県後期高齢者医療広域連合負担金			熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金	9,553,019				9,553,019	
	2	後期高齢者医療会計繰出金			後期高齢者医療事業に係る一般会計繰出金	3,081,094	1,956,097		315,496	809,501	

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
	項	20生活保護費					27,913,019	27,498,518	19,307,630		226,000	7,964,888
	目	10生活保護総務費					1,801,019	1,611,518	141,380			1,470,138
	人件費					一般職201人		1,295,368	14,883			1,280,485
保護管理援護課	1	生活保護適正実施推進経費				研修派遣やレセプト点検等生活保護の適正実施推進に要する経費		13,286	9,145			4,141
	2	生活保護受給者等就労支援事業				生活保護受給者に就労支援を行う就労支援相談員の雇用等に要する経費		44,070	33,052			11,018
	3	生活保護法施行事務監査事業				各区福祉事務所が実施する生活保護事務の監査に要する経費		677	677			
	4	生活保護適正実施推進経費(年金調査員)				生活保護受給者の年金受給推進を図る年金受給推進員の雇用等に要する経費		9,682	7,245			2,437
	5	生活保護関連システム改修経費				生活保護法令改正等に伴うシステム改修等に要する経費		77,000	33,550			43,450
	6	生活保護業務支援経費				生活保護業務の効率化に係るタブレットおよびアプリ使用料、保護費の支給および返還金の入金に係る現金入出金機の購入等に要する経費		28,780				28,780
	7	警察との連携協力体制強化事業				生活保護の不正受給防止や困難事案の対応補助等を行う不正受給防止等推進員の雇用等に要する経費		10,960	8,140			2,820
	8	一般管理経費				保護管理援護課及び各区保護課の運営等に要する経費		64,241	961			63,280

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
保護管理援護課(つづき)	9	ケースワーカー雇用経費				被保護者日常生活自立支援員の雇用に要する経費	67,454	33,727			33,727	
	目	15扶助費					26,112,000	25,887,000	19,166,250		226,000	6,494,750
保護管理援護課	1	生活保護費				生活保護世帯への保護費の支給等に要する経費	25,887,000	19,166,250			226,000	6,494,750
	項	25災害救助費					29,623	39,960			37,278	2,682
	目	10災害救助費					29,623	39,960			37,278	2,682
健康福祉政策課	1	災害救助関係経費				災害に係る弔慰金及び見舞金の支給に要する経費	2,479					2,479
	2	災害弔慰金関係経費			●	災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費	203					203
	3	災害援護資金貸付事業			●	災害援護資金貸付金(平成28年熊本地震分)の償還事務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	7,178				7,178	
	4	すまい再建助成事業			●	平成28年熊本地震により被災した世帯の住宅再建に対する助成に要する経費	30,100				30,100	
	項	30国民年金費					203,101	158,630	139,522		19,108	
	目	10国民年金事務費					203,101	158,630	139,522		19,108	
	人件費					一般職18人	117,126	98,018			19,108	
国保年金課	1	国民年金関係経費				国民年金業務に要する経費	41,504	41,504				

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	款	25衛生費					13,918,192	11,761,281	1,038,442	631,200	265,992	9,825,647
	項	10保健衛生費					13,625,417	11,466,564	1,017,480	631,200	258,192	9,559,692
	目	10保健衛生総務費					6,252,265	6,663,269	833,047	227,700	43,666	5,558,856
人件費						一般職312人		2,201,883	4,116		35,519	2,162,248
指導監査課	1	社会福祉施設指導監査事業				社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に要する経費		7,061				7,061
健康福祉政策課	1	団体助成				各種団体に対する助成等に要する経費 ①熊本市医師会看護専門学校 3,295 ②健康を守る婦人の会熊本市支部 145 ③熊本市地域リハビリテーション協議会 400		3,840				3,840
	2	厚生統計調査経費				国民生活基礎調査等に要する経費		7,241	7,241			
	3	職員・人材育成研修経費				健康福祉局内等職員の研修開催及び受講に要する経費		1,296				1,296
	4	庁用備品購入経費				健康福祉局内の備品購入に要する経費		250				250
	5	植木健康福祉センター管理運営経費				植木健康福祉センターの管理運営等に要する経費		33,669	1,980		596	31,093
	6	健康センター新町分室管理経費				健康センター新町分室の管理に要する経費		6,951			2,506	4,445
	7	病院事業会計繰出金				病院事業に係る一般会計繰出金 ①熊本市民病院 1,606,436 ②植木病院 439,697		2,046,133				2,046,133

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課（つづき）	8	植木健康福祉センター施設整備経費				個別長寿命化計画に基づく植木健康福祉センターの空調設備・外壁等の改修に要する経費	258,000		227,700		30,300
健康づくり推進課	1	健康づくり月間経費				市民への健康づくりの啓発を目的とした健康フェスティバル開催に対する負担金	2,500				2,500
	2	健康くまもと21推進経費				健康くまもと21推進会議等の開催に要する経費	1,520	760			760
	3	国民栄養調査事業				健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を把握するための調査に要する経費	3,321	3,321			
	4	食の安全安心・食育推進経費				食の安全安心確保や食育推進に向けた食環境整備等に要する経費	2,374				2,374
	5	食生活改善推進経費				地域の食生活改善を行うボランティアである食生活改善推進員の養成に要する経費	2,613				2,613
	6	持続可能な食を支える食育推進事業	●			郷土料理等を通じた食文化の継承、食育の推進に要する経費	2,000	300			1,700
	7	歯科保健推進経費				熊本市歯科保健基本計画の進捗管理、熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づく歯科口腔保健の推進に要する経費	1,111	172			939
	8	全国歯科保健大会経費	●			全国歯科保健大会開催に対する負担金	1,000				1,000
	9	団体助成				関係6団体に対する助成に要する経費	1,429				1,429
	10	一般管理経費				健康づくり推進課の運営等に要する経費	1,548				1,548

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳					
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源	
医療政策課	1	熊本市保健衛生審議会経費				熊本市保健衛生審議会の設置に要する経費	170					170
	2	新興感染症対策寄附講座設置経費				熊本大学と連携した新興感染症対策寄附講座の設置に要する経費	29,500	14,750				14,750
	3	救急医療対策経費				休日、夜間及び年末年始における救急患者に対する診療体制の確保に要する経費	206,511				5,045	201,466
	4	災害医療対策経費				災害医療体制の整備に要する経費 ①協議会等開催経費 202 ②災害無線経費等 551	753					753
	5	献血推進経費				献血の推進及び普及啓発等に要する経費 ①協議会開催経費 70 ②事務費等 25	95					95
	6	医療都市推進経費				がんサポートセンターの運営等に要する経費 ①がんサポートセンター相談員雇用経費 794 ②県負担金（歯科医療提供体制強化）2,000 ③その他事務経費 450	3,244					3,244
	7	指定難病関係事務経費				難病医療費助成の申請受付、審査支払業務及び難病相談支援センターの運営等に要する経費 ①特定医療費の支給事務等 42,779 ②療養生活環境整備経費 11,521	54,300	9,466				44,834
	8	難病特別対策事業経費				難病患者の相談・支援等に要する経費 ①訪問相談・医療相談会経費 383 ②その他事務経費 101	484	241				243
	9	指定難病医療費公費負担経費				指定難病患者の特定医療費の公費負担に要する経費	1,581,000	790,000				791,000
	10	骨髄等移植ドナー助成事業				骨髄等を提供したドナーの入院・通院等に対する助成に要する経費	1,400	700				700

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
医療政策課 (つづき)	11	アピアランスケア推進事業	●			がん患者の医療用ウィッグ、胸部補整具の購入に係る支援に要する経費		5,690				5,690
	12	骨髄等移植啓発イベント経費	●			骨髄等移植に関する啓発、ドナー登録者の増加等を図るためのイベント実施に要する経費		1,500				1,500
	13	総合保健福祉センターPFI経費				総合保健福祉センターPFIサービス対価等に要する経費 ①維持管理・運営関係経費 66,816 ②施設整備関係経費 100,478		167,294				167,294
	14	ウェルパルクまもと管理経費				ウェルパルクまもとの管理に要する経費		21,888				21,888
	15	AED設置経費				AEDの一括購入に要する経費		3,700				3,700
	目	15結核対策費					102,077	96,964	8,636			88,328
感染症対策課	1	結核対策特別促進経費				結核対策に要する経費 ①結核予防普及啓発事業経費等 378 ②DOTS事業経費 403		781	533			248
	2	結核健康診断等助成				学校又は施設の設置者が行う結核健康診断に対する助成に要する経費		3,649				3,649
	3	結核医療費公費負担経費				結核医療費の公費負担等に要する経費		8,700	6,189			2,511
	4	結核定期外健康診断経費				結核患者の接触者健診や管理検診等に要する経費		3,834	1,914			1,920
	5	結核定期健康診断経費				市民向けの定期的な胸部X線検査に要する経費		20,000				20,000

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
感染症対策課 (つづき)	6	BCG予防接種経費				医療機関へのBCG予防接種業務委託に要する経費	60,000					60,000
	目	20予防費					5,597,310	2,777,236	58,448			2,718,788
感染症対策課	1	新型インフルエンザ対策経費				新型インフルエンザ対策等に要する経費	217					217
	2	結核・感染症発生動向調査経費				感染症の発生動向調査等に要する経費 ①会計年度任用職員報酬等 2,995 ②事務経費等 1,280	4,275	2,137				2,138
	3	エイズ及び性感染症対策経費				エイズ及び性感染症対策に要する経費 ①啓発関係及び研修経費等 1,665 ②臨床検査委託経費等 2,467 ③会計年度任用職員報酬等 3,279	7,411	3,701				3,710
	4	感染症対策経費				感染症対策に要する経費 ①感染症診査協議会委員報酬 900 ②医薬材料費及び事務経費等 1,012	1,912	424				1,488
	5	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業				医療機関へのB型及びC型肝炎ウイルス検査業務委託に要する経費	12,000	7,784				4,216
	6	二種混合・四種混合等予防接種経費				医療機関への二種混合・四種混合・ポリオ予防接種業務委託等に要する経費	317,000	870				316,130
	7	MRワクチン予防接種経費				医療機関へのMRワクチン予防接種業務委託に要する経費	141,000					141,000
	8	日本脳炎予防接種経費				医療機関への日本脳炎予防接種業務委託に要する経費	218,000					218,000
	9	インフルエンザ予防接種経費				医療機関へのインフルエンザ予防接種業務委託に要する経費	400,000	106				399,894

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
感染症対策課 (つづき)	10	予防接種事故救済給付経費				9,103	5,625			3,478	
	11	子宮頸がん予防接種経費				271,000				271,000	
	12	ヒブ予防接種経費				203,000				203,000	
	13	小児用肺炎球菌予防接種経費				264,000				264,000	
	14	風しん検査事業費				4,400	1,250			3,150	
	15	水痘予防接種経費				101,000				101,000	
	16	成人用肺炎球菌予防接種経費				20,000				20,000	
	17	B型肝炎予防接種経費				111,000				111,000	
	18	緊急風しん対策事業				100,000	36,551			63,449	
	19	ロタ予防接種経費				163,000				163,000	
20	新型コロナウイルスワクチン接種経費				428,000				428,000		

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳			
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他
感染症対策課 (つづき)	21 一般管理経費				感染症対策課の運営等に要する経費	918				918
	目 30成人病対策費					618,645	687,227	20,612	28,713	637,902
保護管理援護課	1 特定健康診査経費				生活保護受給者に対する特定健康診査に要する経費	10,018	3,273			6,745
健康づくり推進課	1 健康ポイント事業		●		健康づくり活動を推進するための健康ポイントアプリの運用・普及等に要する経費	71,100			28,713	42,387
	2 受動喫煙防止対策事業				受動喫煙防止のための周知・啓発及び通報対応等に要する経費	12,000	5,999			6,001
	3 生活習慣病等総合対策経費				QOLの低下につながる生活習慣病の予防啓発や健康相談等に要する経費	7,125	1,847			5,278
	4 健康診査普及(受診勧奨)経費				がん検診の受診促進及びがんの早期発見・早期治療の啓発に要する経費	2,984				2,984
	5 がん検診経費				各種がん検診及び無料クーポン券の配布による乳がん・子宮頸がん検診の業務委託等に要する経費	566,200	4,132			562,068
	6 節目年齢歯科健診		●		節目年齢(20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳)における歯科健診の実施に要する経費	17,800	5,361			12,439
	目 35環境衛生費					23,023	18,999		7,481	11,518
医療政策課	1 食品衛生検査精度管理経費				食品衛生検査の精度管理に要する経費 ①外部精度管理経費 229 ②事務費等 131	360				360
生活衛生課	1 環境衛生業務				許認可、監視業務に要する経費	471				471

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
		新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
生活衛生課 (つづき)	2	生活衛生関連営業施設対策経費			公衆浴場の衛生確保や設備改善等に要する経費 ①レジオネラ症予防対策経費等 136 ②公衆浴場衛生確保及び振興補助金 1,490 ③一般公衆浴場の設備改善費の補助 1,275		2,901				2,901
	3	住まいの衛生対策経費			住まいの衛生対策や害虫相談対応等に要する経費		603				603
	4	水環境対策事業経費			家庭用浄水器の購入に対する助成等に要する経費		175				175
	5	食品保健事業			営業許可申請受付業務委託等に要する経費 ①許認可業務等経費 1,961 ②食中毒予防・市場食品検査経費 609 ③営業許可申請受付業務委託経費 4,911		7,481			7,481	
	6	自主管理体制確立経費			食品事業者の自主衛生管理の導入促進に要する経費		947				947
	7	食品衛生申請等システム導入経費			国の食品衛生申請等システムの保守に要する経費		408				408
	8	一般管理経費			生活衛生課の運営等に要する経費		5,653				5,653
	目	40火葬場費				536,382	696,519		401,600	65,400	229,519
健康福祉政策課	1	斎場管理運営経費			熊本市斎場の施設整備及び維持管理に要する経費 ①指定管理料 151,600 ②燃料光熱水費 1,180 ③火葬炉台車(修繕・購入) 17,059 ④その他施設修繕・改修等 159,501		329,340		80,100	63,000	186,240
	2	植木火葬場管理運営経費			植木火葬場の業務委託等に要する経費		9,179			2,400	6,779

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他
健康福祉政策課(つづき)	3	植木火葬場建替事業				植木火葬場の建替に要する経費 (債務負担行為 令和7年度 限度額 267,600 外1件)	358,000		321,500		36,500
	目	45墓地費					73,334	79,740	1,900	69,700	8,140
健康福祉政策課	1	墓地管理運営経費				市営墓地・納骨堂の維持管理に要する経費 (債務負担行為 令和7年度～令和11年度 限度額 3,245)	79,740		1,900	69,700	8,140
	目	50動物愛護センター費					209,921	218,413		35,920	182,493
		人件費				一般職19人		140,001			140,001
生活衛生課	1	動物愛護推進経費				動物愛護啓発活動に要する経費	2,075				2,075
	2	人と動物くらしイキイキ事業				人と動物との共生社会の推進に要する経費 ①収容犬猫不妊去勢手術関係経費 1,148 ②動物愛護研修関係経費 152 ③収容犬猫飼養経費等 102	1,402				1,402
	3	狂犬病予防対策経費				狂犬病予防対策に要する経費 ①定期集合注射委託経費 9,926 ②狂犬病予防法登録事務等委託経費 8,920 ③定期集合注射会場運営等業務委託経費 4,800 ④犬の評価人報酬 240 ⑤狂犬病予防関係経費等 2,851	26,737			26,737	
	4	動物愛護センター一般管理経費				動物愛護センターの運営等に要する経費	32,798			9,183	23,615
	5	地域猫適正管理推進事業		●		地域猫適正管理(飼い主のいない猫の不妊去勢手術等)の推進に要する経費	14,100				14,100

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
生活衛生課 (つづき)	6	動物愛護センター整備経費			動物愛護センター愛護園老朽給水管切替工事に要する経費	1,300					1,300
	目	65精神保健福祉費				228,197	96,737		7,312		124,148
障がい福祉課	1	団体助成(精神保健団体)			各種団体に対する助成に要する経費 ①熊本県精神保健福祉協会 900 ②熊本市心の障害者家族会 496 ③日本てんかん協会熊本県支部熊本市分会 230 ④熊本県精神障害者福祉会連合会 2,565	4,191					4,191
	2	精神保健研究・啓発事業経費			講演会・研修会の開催等に要する経費 ①講演会・研修会開催経費 818 ②研修参加経費 424 ③啓発パンフレット作成等事務経費 112	1,354	506				848
	3	地域自殺対策緊急強化事業			自殺を予防するための人材養成やSNS相談体制の整備等に要する経費	37,700	6,017		7,312		24,371
	4	精神保健対策経費			心の健康相談等に要する経費 ①心の健康相談経費 1,400 ②大都市精神保健福祉主管課長会議経費 151 ③熊本市精神保健福祉審議会経費 154 ④その他事務経費 335	2,040	10				2,030
	5	精神保健相談支援事業経費			対応困難な事例等への相談支援等に要する経費	7,563	1,844				5,719
	6	社会復帰支援事業経費			精神障がい者の社会復帰の支援に要する経費	419	139				280
	7	精神障がい者地域生活移行支援事業			精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に要する経費 ①精神保健福祉相談員雇用等経費 3,379 ②地域体制整備アドバイザー設置 637 ③ピアサポート活用事業 248 ④普及啓発研修会開催等経費 326	4,590	2,292				2,298

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
障がい福祉課 (つづき)	8	精神科救急医療体制整備事業			精神障がい者の救急時における医療体制の整備に要する経費 ①精神科二次救急医療事業委託料 11,379 ②精神科救急情報センター事業委託料等 6,578 ③身体合併症救急医療確保事業委託料 1,995	19,952	9,975			9,977	
	9	精神科病院実地指導経費			精神科病院に対する実地指導に要する経費	631				631	
	10	措置入院・移送関係経費			自傷他害のおそれがあると認められた精神障がい者の措置入院・移送に要する経費	83,404	60,064			23,340	
	11	精神医療審査会等事務経費			精神医療審査会の運営及び精神障害者保健福祉手帳の判定等に要する経費 ①精神医療審査会委員報酬等 10,397 ②事務補助会計年度任用職員雇用経費 9,265 ③手帳申請書作成等事務経費 1,098	20,760				20,760	
	12	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業			かかりつけ医に対するうつ病に関する専門的な研修の開催に要する経費	177	88			89	
	13	ひきこもり地域支援センター経費			ひきこもり地域支援センターの運営業務委託に要する経費	19,433	9,716			9,717	
	14	精神障がい者退院後支援事業			措置入院者等の退院後の支援に要する経費	148	51			97	
	15	措置入院・移送体制強化事業			執務時間外における措置通報の受理体制強化のための専任職員の配置等に要する経費	23,600	5,885			17,715	
	16	依存症支援者等研修事業			県と連携したアルコールやギャンブル等の依存症支援体制の強化に要する経費	300	150			150	
	17	こころの健康センター管理経費			こころの健康センターの運営等に要する経費	1,935				1,935	

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	項	15保健所費				250,005	243,647	8,188		7,800	227,659	
	目	10保健所費				250,005	243,647	8,188		7,800	227,659	
		人件費			一般職31人		231,771			7,800	223,971	
医療政策課	1	健康危機管理経費			健康危機管理体制の整備に要する経費 ①災害時健康危機管理支援チーム経費 254 ②連絡会議開催経費 82 ③事務費等 94		430	156			274	
	2	医事関係経費			医療機関等に対する監視・指導等に要する経費 ①委員会運営等経費 180 ②医療施設管理システム運用経費 2,377 ③事務費等 2,024		4,581	4,006			575	
	3	医療安全対策経費			医療安全支援センターの運営等に要する経費 ①協議会開催経費 70 ②医療安全支援センター相談員雇用経費 2,576 ③広報経費 31		2,677				2,677	
	4	薬事関係経費			薬事関係許認可事務及び立入検査等に要する経費		162				162	
	5	保健所管理運営経費			保健所の運営等に要する経費		2,238	2,238				
	6	一般管理経費			医療政策課の運営等に要する経費		1,788	1,788				
	項	30児童衛生費				42,770	51,070	12,774			38,296	
	目	10児童衛生費				42,770	51,070	12,774			38,296	
健康づくり推進課	1	食育推進ネットワーク経費			地域の食育推進に向けた関係機関との体制整備に要する経費		170				170	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
健康づくり推進課（つづき）	2	妊婦歯科健診経費				妊婦歯科健診の実施に要する経費		12,000	8,895			3,105
	3	こどものフッ化物応用経費				こどものフッ化物塗布及び小学校等におけるフッ化物洗口の実施に要する経費		38,900	3,879			35,021

特別会計

健康福祉局

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10国民健康保険料	14,653,244	14,132,790	
項	10国民健康保険料	14,653,244	14,132,790	
目	10一般被保険者国民健康保険料	14,653,244	14,123,490	
節	10医療給付費分現年度分	9,842,977	8,764,006	医療分保険料（現年度） 9,842,977
節	13後期高齢者支援金現年度分	3,275,939	3,283,503	後期支援金分保険料（現年度） 3,275,939
節	15介護納付金分現年度分	1,263,952	1,301,981	介護分保険料（現年度） 1,263,952
節	20医療給付費分滞納繰越分	192,479	635,000	医療分保険料（滞納繰越） 192,479
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分	52,372	90,000	後期支援金分保険料（滞納繰越） 52,372
節	25介護納付金分滞納繰越分	25,525	49,000	介護分保険料（滞納繰越） 25,525
目	20退職被保険者等国民健康保険料	0	9,300	
節	10医療給付費分現年度分（退職）	0	100	
節	13後期高齢者支援金現年度分（退職）	0	100	
節	15介護納付金分現年度分（退職）	0	100	

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
節	20医療給付費分滞納繰越分（退職）	0	7,000	
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分（退職）	0	1,000	
節	25介護納付金分滞納繰越分（退職）	0	1,000	
款	15国民健康保険税	784	10,000	
項	10国民健康保険税	784	10,000	
目	10一般被保険者国民健康保険税	784	9,700	
節	20医療給付費分滞納繰越分	564	7,500	医療分保険税（滞納繰越） 564
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分	142	1,300	後期支援金分保険税（滞納繰越） 142
節	25介護納付金分滞納繰越分	78	900	介護分保険税（滞納繰越） 78
目	20退職被保険者等国民健康保険税	0	300	
節	20医療給付費分滞納繰越分（退職）	0	100	
節	23後期高齢者支援金滞納繰越分（退職）	0	100	
節	25介護納付金分滞納繰越分（退職）	0	100	

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	20使用料及び手数料	1	1	
項	10手数料	1	1	
目	20証明手数料	1	1	
節	10証明手数料	1	1	証明手数料 1
款	35県支出金	55,442,741	56,185,731	
項	20県補助金	55,442,741	56,185,731	
目	15保険給付費等交付金	55,442,741	56,185,731	
節	10普通交付金	53,740,000	54,513,000	普通交付金 53,740,000 保険給付費に係る交付金
節	20特別交付金	1,702,741	1,672,731	特別交付金 1,702,741 市町村の取組等に係る交付金
款	60繰入金	8,326,069	8,419,344	
項	10一般会計繰入金	8,326,069	8,419,344	
目	10一般会計繰入金	8,326,069	8,419,344	
節	10一般会計繰入金	8,326,069	8,419,344	一般会計繰入金 8,326,069 ①法定分 7,917,238 ②法定外分 408,831
款	80諸収入	179,629	124,733	
項	10延滞金加算金及び過料	4,500	4,500	
目	10一般被保険者延滞金	4,500	4,500	
節	10一般被保険者延滞金	4,500	4,500	一般被保険者延滞金 4,500

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
項	20預金利子	1	1	
目	10預金利子	1	1	
節	10預金利子	1	1	預金利子 1
項	30雑入	175,128	120,232	
目	10一般被保険者第三者納付金	112,320	112,320	
節	10損害賠償金収入	112,320	112,320	第三者行為（一般） 112,320
目	20退職被保険者等第三者納付金	0	1	
節	10損害賠償金収入	0	1	
目	30一般被保険者返納金	4,450	4,450	
節	10療養給付費返納金（一般）	4,300	4,300	療養給付費返納金（一般） 4,300
節	20高額療養費返納金（一般）	150	150	高額療養費返納金（一般） 150
目	40退職被保険者等返納金	0	2	
節	10療養給付費返納金（退職）	0	1	
節	20高額療養費返納金（退職）	0	1	

令和6年度 国民健康保険会計・当初予算
〔歳入〕

令和6年第1回定例会
(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
目	50雑入	58,358	3,459	
節	10雑入	58,358	3,459	雇用保険料等 58,358
歳入計		78,602,468	78,872,599	

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10総務費	1,560,372	1,234,544	
項	10総務管理費	1,261,251	951,888	
目	10一般管理費	1,261,251	951,888	1 職員給与等 634,960 2 一般管理費 90,414 ①会計年度任用職員28名 83,189 ②国保広報共同事業負担金 3,695 ③事務管理経費 3,530 3 資格賦課給付管理経費 168,851 ①会計年度任用職員6名 18,245 ②レセプト点検業務委託料 21,488 ③国保情報集約システム関連経費 14,843 ④保険証・納付書作成経費等 114,275 (債務負担行為 令和7年度 限度額6,658) 4 国民健康保険社会保障・税番号制度 システム等対応経費 367,026 (債務負担行為 令和7年度 限度額197,511)
項	20徴収費	277,906	260,619	
目	20滞納処分費	277,906	260,619	1 収納率向上対策経費 274,654 ①会計年度任用職員22名 66,580 ②コンビニ収納業務関係経費 15,568 ③口座振替手数料 3,806 ④国民健康保険料等収納業務及びコールセンター運営業務委託料 154,416 ⑤収納事務管理経費 34,284 2 納付納税推進環境整備事業 3,252 口座振替用ホームページに係る関係経費等

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
項	30国民健康保険団体連合会負担金	20,415	21,237	
目	10国民健康保険団体連合会負担金	20,415	21,237	国民健康保険団体連合会負担金 20,415 熊本県国保連合会に対する負担金
項	40運営協議会費	800	800	
目	10運営協議会費	800	800	運営協議会費 800 運営協議会開催に係る経費
款	20保険給付費	54,102,410	55,124,210	
項	10療養諸費	46,755,000	47,299,000	
目	10一般被保険者療養給付費	46,276,000	46,772,000	1 若人分 18,284,000 2 前期高齢者分 27,992,000
目	20退職被保険者等療養給付費	0	1,000	
目	30一般被保険者療養費	339,000	365,000	1 若人分 62,000 2 前期高齢者分 277,000
目	40退職被保険者等療養費	0	1,000	
目	50審査支払手数料	140,000	160,000	レセプト審査事務委託 140,000
項	20高額療養費	7,125,000	7,374,000	
目	10一般被保険者高額療養費	7,117,000	7,366,000	1 若人分 3,132,000 2 前期高齢者分 3,985,000

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	20退職被保険者等高額療養費	0	1,000	
目	30一般被保険者高額介護合算療養費	8,000	7,000	1 若人分 1,000 2 前期高齢者分 7,000
項	30出産育児諸費	200,210	420,210	
目	10出産育児一時金	200,210	420,210	出産育児一時金 200,210
項	40葬祭諸費	20,000	20,000	
目	10葬祭費	20,000	20,000	葬祭費 20,000
項	50傷病手当諸費	2,200	11,000	
目	10傷病手当金	2,200	11,000	傷病手当金 2,200
款	22国民健康保険事業費納付金	22,372,622	21,921,116	
項	10医療給付費分	16,167,542	15,791,895	
目	10一般被保険者医療給付費分	16,167,542	15,791,325	一般被保険者医療給付費分 16,167,542 保険給付費に係る各医療保険者の納付金
目	20退職被保険者等医療給付費分	0	570	
項	20後期高齢者支援金等分	4,472,673	4,460,109	
目	10一般被保険者後期高齢者支援金等分	4,472,673	4,459,905	一般被保険者後期高齢者支援金等分 4,472,673 後期高齢者支援金等に係る各医療保険者の納付金

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	20退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	204	
項	30介護納付金分	1,732,407	1,669,112	
目	10介護納付金分	1,732,407	1,669,112	介護納付金分 1,732,407 介護納付金に係る各医療保険者の納付金
款	40共同事業拠出金	0	48	
項	10共同事業拠出金	0	48	
目	40共同事業拠出金	0	48	
款	50保健事業費	398,527	441,581	
項	10保健事業費	83,801	109,035	
目	10保健衛生普及費	57,993	56,010	医療費適正化経費 57,993 ①会計年度任用職員5名 13,399 ②レセプト共同電算委託料 10,700 ③適正服薬等推進業務委託料 9,966 (債務負担行為 令和7年度～令和8年度 限度額19,972) ④重症化予防関連経費等 23,928
目	20疾病予防費	25,808	53,025	疾病予防費 25,808 鍼灸あんま施術費負担金等

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
項	20特定健康診査等事業費	314,726	332,546	
目	10特定健康診査等事業費	314,726	332,546	特定健診・保健指導経費 314,726 ①特定健康診査・保健指導委託料 259,775 ②健診データ管理等事務費 8,586 ③受診券・利用券等郵送料 12,147 ④みなし健診関連経費 5,562 ⑤受診勧奨業務委託料等 28,656
款	60諸支出金	118,537	101,100	
項	10償還金及び還付加算金	118,537	101,100	
目	10一般被保険者保険料還付金	100,000	100,000	一般被保険者保険料還付金 100,000 一般被保険者に係る過年度の保険料過誤 納還付金
目	20退職被保険者等保険料還付金	0	100	
目	30償還金	17,537	0	特別交付金返還金 17,537
目	70還付加算金	1,000	1,000	還付加算金 1,000
款	70予備費	50,000	50,000	
項	10予備費	50,000	50,000	
目	10予備費	50,000	50,000	予備費 50,000
歳出計		78,602,468	78,872,599	

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10介護保険料	14,050,487	13,219,696	
項	10介護保険料	14,050,487	13,219,696	
目	10第一号被保険者保険料	14,050,487	13,219,696	
節	10現年度分	13,736,888	12,890,652	1 特別徴収分 12,506,343 2 普通徴収分 1,230,545
節	20滞納繰越分	313,599	329,044	普通徴収分 313,599
款	20使用料及び手数料	1	1	
項	20手数料	1	1	
目	10総務手数料	1	1	
節	10証明書発行手数料	1	1	介護保険料納付証明書発行手数料 1
款	30国庫支出金	15,373,065	15,880,424	
項	10国庫負担金	11,425,648	11,173,448	
目	10介護給付費負担金	11,425,648	11,173,448	
節	10介護給付費負担金	11,425,648	11,173,448	介護給付費負担金現年度分 11,425,648
項	15国庫補助金	3,947,417	4,706,976	
目	10調整交付金	2,754,333	3,545,558	
節	10調整交付金	2,754,333	3,545,558	財政調整交付金 2,754,333

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
目	35介護保険事業費補助金	30,326	7,069	
節	30介護保険関係システム改修事業費補助	23,000	0	介護保険事業費補助金 23,000
節	40認定調査員等研修事業費補助	461	449	認定調査員等研修事業費補助 461
節	60介護サービス情報の公表制度支援事業費補助	1,665	1,420	情報公表制度支援事業費補助 1,665
節	70介護職員処遇改善加算等取組支援事業費補助	5,200	5,200	介護職員処遇改善加算等取組取得支援事業補助 5,200
目	50地域支援事業費交付金	987,668	967,894	
節	15介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	571,773	565,690	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金 571,773
節	20包括的支援等事業費交付金	415,895	402,204	包括的支援等事業費交付金 415,895
目	55介護保険災害臨時特例補助金	19	19	
節	10介護保険災害臨時特例補助金	19	19	介護保険災害臨時特例補助金 19
目	60保険者機能強化推進交付金	70,076	88,656	
節	10保険者機能強化推進交付金	70,076	88,656	保険者機能強化推進交付金 70,076

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
目	70保険者努力支援交付金	104,995	97,780	
節	10保険者努力支援交付金	104,995	97,780	保険者努力支援交付金 104,995
款	40県支出金	9,115,730	8,937,994	
項	10県負担金	8,632,961	8,463,538	
目	10介護給付費負担金	8,632,961	8,463,538	
節	10介護給付費負担金	8,632,961	8,463,538	介護給付費負担金現年度分 8,632,961
項	15県補助金	482,769	474,456	
目	20地域支援事業費交付金	482,769	474,456	
節	15介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	274,822	273,354	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金 274,822
節	20包括的支援等事業費交付金	207,947	201,102	包括的支援等事業費交付金 207,947
款	50支払基金交付金	17,257,691	16,904,249	
項	10支払基金交付金	17,257,691	16,904,249	
目	10介護給付費交付金	16,664,076	16,313,805	
節	10介護給付費交付金	16,664,076	16,313,805	介護給付費交付金 16,664,076
目	20地域支援事業支援交付金	593,615	590,444	
節	10地域支援事業支援交付金	593,615	590,444	地域支援事業支援交付金 593,615

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	60財産収入	3,825	3,350	
項	10財産運用収入	3,825	3,350	
目	10基金運用収入	3,825	3,350	
節	20介護給付費準備基金	3,825	3,350	介護給付費準備基金の運用収入 3,825
款	70繰入金	10,981,108	10,454,299	
項	10一般会計繰入金	10,981,108	10,454,299	
目	10一般会計繰入金	10,981,108	10,454,299	
節	10一般会計繰入金	10,981,108	10,454,299	一般会計からの繰入金 10,981,108
款	75繰越金	1	1	
項	10繰越金	1	1	
目	10繰越金	1	1	
節	10前年度繰越金	1	1	前年度繰越金実質収支分 1
款	80諸収入	63,924	8	
項	10延滞金加算金及び過料	1	1	
目	10第一号被保険者延滞金	1	1	
節	10第一号被保険者延滞金	1	1	第一号被保険者延滞金 1

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
項	30雑入	63,922	6	
目	10第三者納付金	1	1	
節	10第三者納付金	1	1	第三者納付金 1
目	20返納金	3	3	
節	10介護サービス等諸費返納金	1	1	介護サービス等諸費返納金 1
節	20支援サービス等諸費返納金	1	1	支援サービス等諸費返納金 1
節	30高額介護サービス等費返納金	1	1	高額介護サービス等費返納金 1
目	30雑入	63,918	2	
節	10雑入	63,918	2	1 デジタル基盤改革支援補助金 63,618 2 大都市会議参加都市負担金 300
項	40受託事業収入	1	1	
目	10総務管理費受託事業収入	1	1	
節	10介護認定審査会等費受託事業収入	1	1	介護認定調査受託事業収入 1
歳入計		66,845,832	65,400,022	

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10総務費	1,790,364	1,308,933	
項	10総務管理費	1,790,364	1,308,933	
目	10一般管理費	1,166,589	719,153	1 一般管理費 492,381 ①職員給与等 481,171 ②需用費他 5,400 ③会計年度任用職員2名 5,810 2 介護保険制度研修経費 460 介護認定審査会合議体連絡会議等 3 事業計画管理評価事業 320 地域密着型サービス運営委員会開催経費 4 介護保険事務処理運用経費 53,640 各種帳票作成及び発送に係る郵送経費等 (債務負担行為 令和7年度 限度額807) 5 保険料収納関係経費 26,860 6 窓口相談員等事業 27,692 会計年度任用職員8名 7 介護保険制度改正に伴うシステム改修経費 77,000 8 指定サービス事業者管理経費 10,790 9 介護サービス情報の公表制度支援事業 3,330 10 社会保障・税番号制度システム対応経費 345,816 (債務負担行為 令和7年度 限度額228,933) 11 介護人材確保・定着促進事業 14,010 12 要介護認定審査業務効率化対策事業 109,090 13 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業 5,200

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	20介護認定審査会等費	619,775	586,180	1 介護認定審査会費 111,680 ①介護認定審査会委員報酬他 79,880 ②各区役所福祉課分 31,800 2 認定調査経費 507,170 ①主治医意見書作成手数料 190,000 ②訪問調査委託経費 78,360 ③各区役所福祉課分 238,810 3 認定調査員等研修経費 925
目	30趣旨普及費	4,000	3,600	介護保険制度広報経費 4,000
款	20保険給付費	61,718,800	60,801,700	
項	10保険給付費	61,718,800	60,801,700	
目	10介護サービス等諸費	56,699,000	55,534,000	1 居宅介護サービス給付 26,800,000 2 施設介護サービス給付 14,605,000 3 居宅介護福祉用具購入 71,000 4 居宅介護住宅改修費 105,000 5 居宅介護サービス計画費 3,346,000 6 地域密着型介護サービス給付 11,772,000
目	25介護予防サービス等諸費	2,120,000	2,024,000	1 介護予防サービス給付 1,550,000 2 介護予防福祉用具購入 36,000 3 介護予防住宅改修費 95,000 4 介護予防サービス計画費 349,000 5 地域密着型介護予防サービス給付 90,000
目	30高額介護サービス等費	1,809,000	2,023,800	1 高額介護サービス費 1,589,000 2 高額介護予防サービス費 3,000 3 高額医療合算介護サービス費 214,000 4 高額医療合算介護予防サービス費 3,000

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	40審査支払手数料	90,000	79,000	審査支払手数料 90,000
目	60特定入所者介護サービス等費	1,000,800	1,140,900	1 特定入所者介護サービス費 1,000,000 2 特定入所者介護予防サービス費 800
款	25地域支援事業費	3,278,823	3,231,519	
項	10地域支援事業費	3,278,823	3,231,519	
目	11介護予防生活支援サービス事業費	2,106,450	2,107,000	1 介護予防・生活支援サービス事業費 1,887,000 2 介護予防ケアマネジメント事業費 172,000 3 高額総合事業サービス費 3,700 4 高額医療合算総合事業サービス費 3,600 5 総合事業審査支払手数料 8,300 6 介護予防・生活支援サービス事業費 (地域支え合い型サービス) 17,000 7 介護予防・生活支援サービス事業費 (短期集中予防サービス) 14,850
目	15一般介護予防事業費	92,126	79,832	1 介護予防把握事業 16,470 2 介護予防普及啓発事業 1,410 3 地域リハビリテーション活動支援事業 11,500 4 地域介護予防活動支援事業 62,746

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
目	20包括的支援等事業費	1,080,247	1,044,687	1 地域包括ケアシステム推進経費 868,200 2 総合相談支援業務 1,400 3 高齢者権利擁護事業 1,210 4 認知症施策総合推進事業 26,250 5 生活援助型訪問サービス研修経費 1,000 6 在宅医療・介護連携推進事業 7,350 7 給付費適正化事業 26,030 8 家族介護継続支援事業 27,100 9 福祉用具・住宅改修支援事業 100 10 地域自立生活支援事業(高齢) 64,100 11 認知症高齢者等支援事業 1,950 12 成年後見人制度等利用支援事業 49,957 13 地域ケア会議推進経費 5,600
款	40基金積立金	3,825	3,350	
項	10基金積立金	3,825	3,350	
目	10介護給付費準備基金積立金	3,825	3,350	介護給付費準備基金積立金 3,825
款	60諸支出金	24,020	24,520	
項	10償還金及び還付加算金	24,020	24,520	
目	10保険料還付金	24,000	24,500	第一号被保険者保険料還付金 24,000
目	30還付加算金	20	20	還付加算金 20

令和6年度 介護保険会計・当初予算
〔歳出〕

令和6年第1回定例会
(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	70予備費	30,000	30,000	
項	10予備費	30,000	30,000	
目	10予備費	30,000	30,000	予備費 30,000
歳出計		66,845,832	65,400,022	

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10後期高齢者医療保険料	9,807,249	8,822,966	
項	10後期高齢者医療保険料	9,807,249	8,822,966	
目	10特別徴収保険料	5,436,514	5,016,768	
節	10現年度分	5,436,514	5,016,768	特別徴収保険料 5,436,514
目	20普通徴収保険料	4,370,735	3,806,198	
節	10現年度分	4,340,864	3,775,647	普通徴収保険料（現年度分） 4,340,864
節	20滞納繰越分	29,871	30,551	普通徴収保険料（滞納繰越分） 29,871
款	20使用料及び手数料	1	1	
項	10手数料	1	1	
目	10証明手数料	1	1	
節	10納付証明手数料	1	1	納付証明手数料 1
款	30繰入金	3,081,094	2,484,804	
項	10一般会計繰入金	3,081,094	2,484,804	
目	10一般会計繰入金	3,081,094	2,484,804	
節	10一般会計繰入金	3,081,094	2,484,804	一般会計繰入金 3,081,094 事務費、基盤安定負担金等繰入金

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	50諸収入	15,200	168,939	
項	10延滞金加算金及び過料	100	100	
目	10延滞金	100	100	
節	10延滞金	100	100	延滞金 100
項	20償還金及び還付加算金	15,100	21,000	
目	10保険料還付金	15,100	21,000	
節	10保険料還付金	15,100	21,000	保険料還付金 15,100
項	30受託事業収入	0	147,839	
目	10後期高齢者医療広域連合受託事業収入	0	147,839	
節	10健診事業受託事業収入	0	147,839	
歳入計		12,903,544	11,476,710	

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	10総務費	150,970	156,080	
項	10総務管理費	136,287	142,146	
目	10一般管理費	136,287	142,146	一般管理経費 136,287 保険者証郵送料等事務費、システム運用保守経費等 (債務負担行為 令和6年度～令和11年度 限度額17,038 外1件)
項	20徴収費	14,683	13,934	
目	10徴収費	14,683	13,934	徴収費 14,683 納付状況確認書郵送料等事務費
款	20後期高齢者医療広域連合納付金	12,415,478	11,116,978	
項	10後期高齢者医療広域連合納付金	12,415,478	11,116,978	
目	10後期高齢者医療広域連合納付金	12,415,478	11,116,978	後期高齢者医療広域連合納付金 12,415,478 保険料、基盤安定負担金等納付金
款	30保健事業費	316,996	177,652	
項	10健康保持増進事業費	316,996	177,652	
目	10健康診査費	269,561	147,057	健康診査費 269,561 健診委託費、受診券郵送料等事務費
目	20その他健康保持増進費	47,435	30,595	保健事業と介護予防の一体的実施事業 47,435

令和6年度 後期高齢者医療会計・当初予算
〔歳出〕

令和6年第1回定例会
(単位：千円)

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	40諸支出金	15,100	21,000	
項	10償還金及び還付加算金	15,100	21,000	
目	10保険料還付金	15,000	20,000	保険料還付金 15,000 過年度の保険料過誤納還付金
目	20還付加算金	100	1,000	還付加算金 100
款	50予備費	5,000	5,000	
項	10予備費	5,000	5,000	
目	10予備費	5,000	5,000	予備費 5,000
歳出計		12,903,544	11,476,710	

こども局

こども局・令和6年度当初予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	本年度 A	前年度 B	比較 A-B	伸率
20			民生費	60,399,299	56,596,218	3,803,081	6.7%
20	10		社会福祉費	34,000	33,000	1,000	3.0%
20	10	24	障がい保健福祉費	34,000	33,000	1,000	3.0%
20	15		児童福祉費	60,365,299	56,563,218	3,802,081	6.7%
20	15	10	児童福祉総務費	5,604,460	4,769,396	835,064	17.5%
20	15	15	児童措置費	48,927,033	46,618,930	2,308,103	5.0%
20	15	20	児童福祉施設費	3,059,730	2,642,480	417,250	15.8%
20	15	25	乳児等医療特別給付費	2,406,995	2,212,858	194,137	8.8%
20	15	30	青少年育成費	367,081	319,554	47,527	14.9%
25			衛生費	1,366,551	1,370,672	▲ 4,121	▲ 0.3%
25	10		保健衛生費	80,525	71,457	9,068	12.7%
25	10	10	保健衛生総務費	80,525	71,457	9,068	12.7%
25	30		児童衛生費	1,286,026	1,299,215	▲ 13,189	▲ 1.0%
25	30	10	児童衛生費	1,286,026	1,299,215	▲ 13,189	▲ 1.0%
55			教育費	234,600	296,700	▲ 62,100	▲ 20.9%
55	30		幼稚園費	234,600	296,700	▲ 62,100	▲ 20.9%
55	30	10	幼稚園管理費	234,600	296,700	▲ 62,100	▲ 20.9%
所管予算合計 X				62,000,450	58,263,590	3,736,860	6.4%
一般会計合計 Y				401,420,000	381,500,000	19,920,000	5.2%
一般会計合計 X ÷ Y				15.4%	15.3%		

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮称)若者・ヤングケアラー支援センター運營業務委託	令和7年度～令和8年度	49,000
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金徴収事務業務委託	令和7年度～令和8年度	13,600

2 特別会計

〔会計総額〕

(単位：千円)

会計名	本年度	前年度	比較 A-B	
			増減率	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	230,000	180,000	50,000	27.8%
所管特別会計合計	230,000	180,000	50,000	27.8%

〔債務負担行為〕

(単位：千円)

事項	期間	限度額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (令和6年度分)	令和7年度～令和11年度	50,000

一般会計

<歳出予算>

こども局

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費				56,596,218	60,399,299	36,664,392	526,900	1,056,910	22,151,097	
	項	10社会福祉費				33,000	34,000	17,000			17,000	
	目	24障がい保健福祉費				33,000	34,000	17,000			17,000	
こども家庭福祉課	1	発達障がい者支援センター運営事業経費				発達障がい者支援センターの運営等に要する経費	34,000	17,000			17,000	
	項	15児童福祉費				56,563,218	60,365,299	36,647,392	526,900	1,056,910	22,134,097	
	目	10児童福祉総務費				4,769,396	5,604,460	2,200,488	233,200	66,552	3,104,220	
	人件費					一般職265人	1,826,087	39,402		4,288	1,782,397	
こどもの権利サポートセンター	1	こどもの権利サポートセンター運営経費	●			こどもの権利サポートセンターの運営に要する経費	24,300				24,300	
こども政策課	1	結婚支援事業		●		出会いの機会を提供するための結婚支援センターの設置・運営及びマッチングシステムの導入等に要する経費	37,000	13,264		6,696	17,040	
	2	こどもの未来応援基金関係経費		●		こどもたちが健やかに育つ環境づくりのための子育て支援団体等の活動及び子育て関連施設の環境整備の助成に要する経費	53,600			53,600		
	3	子育て支援情報提供事業（政策）		●		熊本市結婚・子育て応援サイトの外国語対応に要する経費	528				528	
	4	（仮称）熊本市こども計画策定関連経費	●			こども基本法に基づくこども施策を総合的に推進するための（仮称）熊本市こども計画策定に要する経費	4,000				4,000	
	5	仕事と子育て両立支援環境整備事業				子育て支援優良企業の認定等による企業における雇用環境の整備に要する経費	2,600	1,300			1,300	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども政策課 (つづき)	6	新たなこども食堂支援事業	●			市内のこども食堂のネットワークづくり及び未開設地域における新規開設を促進するための啓発活動に要する経費	319					319
	7	こどもの居場所に関する調査研究経費	●			こどもの居場所に関する施策立案のための調査研究に要する経費	4,000					4,000
	8	子育て支援情報提供事業				熊本市結婚・子育て応援サイトの運営等に要する経費	1,443					1,443
	9	一般管理経費				こども政策課の運営等に要する経費	3,131					3,131
	10	職員・人材育成研修経費				こども局内等職員の研修開催及び受講に要する経費	581					581
こども支援課	1	子育て支援アプリ関連経費	●			親子(母子)健康手帳の内容や子育て支援の施設・イベント等に関する情報を提供するアプリの構築に要する経費	1,298					1,298
	2	こんにちは赤ちゃん事業				こんにちは赤ちゃん事業の実施に係る会計年度任用職員の雇用及び業務委託等に要する経費	27,000	18,000				9,000
	3	先天性代謝異常等検査事業				国が定める20疾患の新生児スクリーニング及び拡大スクリーニングの委託に要する経費	47,133	12,750				34,383
	4	出産・子育て応援交付金事業				妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援及び経済的支援の一体的実施に要する経費	620,800	515,599				105,201
	5	私立地域子育て支援センター経費				私立地域子育て支援センターの運営業務委託に要する経費	43,128	28,752				14,376
	6	街なか子育てひろば事業経費				熊本市現代美術館内にある街なか子育てひろば会計年度任用職員の雇用等に要する経費	6,749	4,498				2,251

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	7	民間児童館防犯対策強化に係る整備	●			民間児童館の防犯対策強化に係る整備への助成に要する経費	1,287	429			858	
	8	病児・病後児保育事業				病児・病後児の一時保育に係る業務委託に要する経費	100,900	65,480		1,700	33,720	
	9	児童手当給付事務経費				児童手当の給付事務に要する経費 ①現況届等発送郵便料 5,656 ②申請書印刷費等事務経費 2,044	7,700				7,700	
	10	児童手当・児童扶養手当事務経費				各区役所の児童手当、児童扶養手当の窓口業務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	39,892				39,892	
	11	審査事務集約経費				児童手当等現況届の審査等の集約化業務委託等に要する経費	13,970				13,970	
	12	窓口DX推進経費				中央区保健こども課に導入している受付・順番待ち管理システムの運用に要する経費	347				347	
	13	令和6年度児童手当制度改正対応経費	●			児童手当の改正（対象年齢の拡充等）に伴うシステムの改修等に要する経費	206,908	206,908				
	14	一般管理経費				こども支援課の運営等に要する経費	757				757	
保育幼稚園課	1	「雑草の森」管理運営費助成				「雑草の森」の運営に対する助成に要する経費	7,700				7,700	
	2	保育士就職支援事業				保育士確保のための潜在保育士等の就職支援に要する経費	4,300	2,150			2,150	
	3	保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業				保育士の資格等取得に対する助成に要する経費	500	250			250	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづき)	4	家庭的保育事業				家庭的保育者等の養成研修の開催に要する経費	550	275			275
	5	児童福祉施設整備費助成				認可保育所等の改築に対する助成に要する経費	750,500	500,333	233,200		16,967
	6	産休等代替職員経費助成				産休等代替職員の雇用に対する助成に要する経費	5,460				5,460
	7	私立保育所等延長保育促進経費				私立保育所等の延長保育の実施に対する助成に要する経費	135,000	90,000			45,000
	8	私立保育所等一時預かり事業助成				就労形態の多様化等に伴う一時的な預かりや緊急時の一時預かり事業の実施に対する助成に要する経費	16,000	10,666			5,334
	9	認可外保育施設助成事業				認可外保育施設が行う園児の安全対策や障がい児保育、乳児保育の実施に対する助成に要する経費	13,200	118			13,082
	10	認可外保育施設保育環境向上事業				地域型保育事業の実施や認可外保育施設指導員の雇用に要する経費	9,876	4,938			4,938
	11	私立保育所団体助成等				人材確保や研修開催等に対する助成に要する経費	6,072				6,072
	12	私立保育所文書配布等事務委託経費				通知物等の配布業務委託に要する経費	5,000				5,000
	13	幼稚園型一時預かり事業				認定こども園等の園児(1号認定)を対象とした一時預かり事業の実施に対する助成に要する経費	133,800	89,200			44,600
14	保育所入退所関係事務経費				各区役所における会計年度任用職員の雇用等に要する経費	15,143				15,143	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづぎ)	15	利用者支援専任チーム関連経費				保育施設への入所斡旋等を行う利用者支援員の配置に要する経費	21,778	15,857			5,921	
	16	子ども子育て支援関連事務経費				現況確認や施設等利用給付認定等の業務委託等に要する経費	15,480				15,480	
	17	医療的ケア児保育支援事業				医療的なケアが必要な園児が在籍している保育所等への専任の看護師等の配置等に要する経費	61,263	40,842			20,421	
	18	保育所等食物アレルギー対策経費	●			保育所等における食物アレルギー対応状況の調査及び検討会の開催に要する経費	68				68	
	19	待機児童支援助成事業				認可外保育施設利用者の経済的負担軽減に要する経費	920				920	
	20	実費徴収に係る補足給付事業				生活保護世帯の実費徴収負担に対する助成に要する経費	2,000	1,332			668	
	21	認可外保育施設等利用給付費				幼児教育無償化に伴う認可外保育施設利用者に対する給付に要する経費	320,000	240,000			80,000	
	22	多子世帯副食費助成事業（保育園）				多子世帯が負担する副食費に対する助成に要する経費	98,000				98,000	
	23	私立保育所等障がい児保育助成				私立保育所等における障がい児保育に係る職員雇用に対する助成等に要する経費	324,000	7,836			316,164	
	24	一般管理経費				保育幼稚園課の運営等に要する経費	8,287	367			7,920	
こども家庭福祉課	1	妊産婦等生活援助事業		●		特定妊婦等に対する相談・支援の業務委託に要する経費	25,666	12,833			12,833	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども家庭福祉課 (つづき)	2	特定妊婦等産科受診支援事業				特定妊婦等産科受診支援に要する経費	220	110			110
	3	妊娠相談支援体制強化事業				妊娠内密相談センターの運営等に要する経費	3,000	1,500			1,500
	4	子育て短期支援事業		●		ショートステイ・トワイライトステイに係る業務委託等に要する経費	4,900	3,266			1,634
	5	親子入所等支援事業				母子生活支援施設におけるレスパイトケアを目的とした親子入所の実施に要する経費	3,700	2,466			1,234
	6	こども・若者総合相談センター運営経費				こども・若者総合相談センターの運営等に要する経費	9,616				9,616
	7	要保護児童対策事業管理経費		●		要保護児童の支援に要する経費	42,860	21,947			20,913
	8	児童入所施設活動支援経費				児童養護施設等に入所する児童の活動支援に要する経費	97				97
	9	産休等代替職員経費助成				産休代替職員を雇用する児童養護施設等に対する助成に要する経費	396				396
	10	児童養護施設等の職員人材確保支援事業				人材確保のために実習を受けた学生を採用前に非常勤職員として雇用する児童養護施設等に対する助成に要する経費	300	150			150
	11	清水が丘学園施設整備費負担金				熊本県立清水が丘学園の施設整備に対する負担金	21,950				21,950
	12	児童家庭支援センター運営事業				地域の児童に関する専門的な知識や技術を要する相談に係る対応・助言指導等の業務委託に要する経費	26,767	13,383			13,384

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども家庭福祉課 (つづき)	13	ヤングケアラー支援体制強化事業			ヤングケアラーを支援するコーディネーターの配置及び周知啓発等に要する経費	1,839	1,226			613	
	14	こどもの権利擁護推進事業		●	社会的養護を受けているこどもの権利擁護に係る意見表明の支援等に要する経費	10,400	5,200			5,200	
	15	こどもの居場所支援事業		●	家庭や学校に居場所のないこどもに包括的な支援をするための居場所運営に要する経費	10,000	7,500			2,500	
	16	(仮称)若者・ヤングケアラー支援センター運営経費	●		課題を抱える若者やヤングケアラーに対するアウトリーチ等による相談支援体制の強化に要する経費 (債務負担行為 令和7年度～令和8年度 限度額 49,000)	12,800	1,532			11,268	
	17	第67回九州地区児童福祉施設球技大会(熊本大会)助成経費	●		第67回九州地区児童福祉施設球技大会(熊本大会)の事業費の助成に要する経費	976				976	
	18	児童養護施設等体制強化事業	●		児童養護施設等における補助業務従事者の雇用に係る支援に要する経費	49,860	24,930			24,930	
	19	児童養護施設等職員の資質向上のための研修事業	●		熊本県と共同で開催する児童養護施設等の職員を対象とした資質向上のための研修に要する経費	420				420	
	20	子育て世帯訪問支援事業	●		養育支援が特に必要な家庭等へのホームヘルパー派遣の業務委託等に要する経費	645	483			162	
	21	母子父子自立支援員設置経費			ひとり親家庭等の自立促進業務に係る会計年度任用職員の雇用に要する経費	6,838				6,838	
	22	ひとり親家庭等日常生活支援経費			ひとり親家庭等の日常生活支援に係る業務委託に要する経費	2,109	1,054			1,055	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども家庭福祉課 (つづき)	23	母子家庭自立支援給付金事業				高等職業訓練促進給付金の支給等に要する経費	100,000	75,000			25,000
	24	母子・父子自立支援プログラム策定員設置経費				ひとり親家庭の母又は父の自立・就労支援業務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	7,038	2,880			4,158
	25	養育費相談員設置経費				養育費に関する相談業務に係る会計年度任用職員の雇用等に要する経費	3,325	1,662			1,663
	26	母子家庭等就業・自立支援事業				母子家庭等就業自立支援センターの運営業務委託に要する経費	21,130	10,565			10,565
	27	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）				自立支援プログラムに基づく求職活動等を行う者に対する住宅支援資金の貸付に要する経費	40,000	36,000			4,000
	28	養育費履行確保等支援事業				養育費に関する公正証書作成や保証契約に係る費用への助成に要する経費	1,400	700			700
	29	母子・父子寡婦福祉資金償還促進経費		●		母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金徴収業務に要する経費 (債務負担行為 令和7年度～令和8年度 限度額 13,600)	10,601				10,601
	30	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（訓練促進資金）	●			高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親に対する養成機関の入学準備金や養成修了後の就職準備金の貸付に要する経費	4,631	4,167			464
	31	放課後学習教室開催経費				教員退職者等の支援による空き教室を活用した学習支援に要する経費	1,200	400			800
	32	こども家庭福祉課一般管理経費				こども家庭福祉課の運営等に要する経費	2,555				2,555

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
児童相談所	1	児童相談所管理運営経費			児童相談所の運営に係る事務経費等 ①虐待対応専門員等雇用経費 27,493 ②その他管理運営経費 11,011	38,504	15,420			23,084	
	2	児童虐待防止対策支援事業			児童虐待への体制を確保するための経費 ①心理判定員等雇用経費 12,072 ②弁護士委託経費 627 ③その他経費 78	12,777	6,388			6,389	
	3	里親制度普及・委託推進事業			里親制度の普及啓発等に係る経費 ①里親対応専門員雇用経費 3,487 ②その他里親委託推進事業経費 749	4,236				4,236	
	4	こどもセンター管理運営経費			こどもセンターの運営に係る事務経費等 ①清掃業務等委託料 22,754 ②その他管理運営経費 10,927	33,681			268	33,413	
	5	一時保護所管理運営経費			一時保護所の運営に係る事務経費等 ①夜間生活指導員等雇用経費 28,907 ②給食業務委託経費 10,000 ③その他運営経費 11,243	50,150	35,421			14,729	
	6	児童虐待防止のためのSNS相談事業			児童虐待を防止するためのSNS相談業務委託に要する経費	6,800	3,400			3,400	
	7	親子再統合支援事業	●		虐待等により傷ついた親子関係を再構築を図るための経費	718	359			359	
	目	15児童措置費				46,618,930	48,927,033	34,394,830	788,900	13,743,303	
こども支援課	1	育成医療経費			障がいのある児童への育成医療費支給に要する経費	27,128	20,250			6,878	
	2	児童手当給付経費		●	児童手当の給付に要する経費	13,384,000	11,350,141			2,033,859	

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	3	児童扶養手当給付経費				児童扶養手当の給付に要する経費	3,500,000	1,166,666			2,333,334	
	4	ひとり親家庭医療費助成				ひとり親家庭への医療費助成に要する経費	259,152				259,152	
保育幼稚園課	1	施設型給付費				就学前児童を対象とした教育・保育の認可事業に対する給付に要する経費	25,411,000	17,970,100		764,000	6,676,900	
	2	地域型保育給付費				3歳未満の児童を対象とした少人数保育の認可事業に対する給付に要する経費	3,021,000	2,271,862			749,138	
こども家庭福祉課	1	助産・母子生活支援施設措置経費				助産施設及び母子生活支援施設への入所措置に要する経費	167,327	80,850		5,300	81,177	
児童相談所	1	児童自立支援施設事務委託事業				児童自立支援施設への事務委託に要する経費	110,000	10,500			99,500	
	2	児童入所施設措置経費				児童養護施設等への入所措置に要する経費	2,393,000	1,192,305		16,000	1,184,695	
	3	障がい児童施設措置・給付経費				障がい児施設への入所措置や給付に要する経費	554,000	275,200		3,600	275,200	
	4	障がい児施設利用負担助成事業				障がい児施設の利用負担に対する助成に要する経費	1,000				1,000	
	5	就学者自立生活援助事業				自立援助ホーム入居中の就学者に対する援助に要する経費	1,592	796			796	
	6	社会的養護自立支援事業				年齢到達により措置解除となった者の自立のための支援に要する経費	30,140	12,000			18,140	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
児童相談所 (つづき)	7	里親養育包括支援事業				里親養育を推進するための包括的支援に要する経費	63,770	42,198				21,572
	8	児童家庭支援センター指導委託事業				児童家庭支援センターへの指導委託に要する経費	3,924	1,962				1,962
	目	20児童福祉施設費					2,642,480	3,059,730	39,834	243,100	200,114	2,576,682
人件費						一般職274人	1,630,343				99,155	1,531,188
こども支援課	1	総合子育て支援センター経費				総合子育て支援センターにおける会計年度任用職員の雇用等に要する経費	12,146	8,096				4,050
	2	公立地域子育て支援センター経費				公立地域子育て支援センターにおける会計年度任用職員の雇用等に要する経費	29,770	19,846				9,924
保育幼稚園課	1	公立保育所管理運営経費				公立保育所の運営に要する経費	962,000				86,195	875,805
	2	公立保育所延長保育促進経費				公立保育所における延長保育に要する経費	110,862				1,825	109,037
	3	公立保育所一時預かり事業			●	公立保育所における一時預かり事業に要する経費	13,564	6,292			1,679	5,593
	4	公立保育所整備(維持)経費				公立保育所の施設・設備の整備に要する経費	288,642	5,600	243,100			39,942
	5	公立保育所キャッシュレス化推進経費				公立保育園における延長保育料等のキャッシュレス決済システムの導入等に要する経費	1,143					1,143

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	本年度	左の財源内訳			
		新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他
保育幼稚園課 (つづぎ)	6	公立児童発達支援事業			公立保育所(4箇所)における児童発達支援に要する経費	11,260			11,260	
	目	25乳児等医療特別給付費				2,212,858				2,406,995
こども支援課	1	こども医療費助成			こどもの通院及び入院に係る医療費助成に要する経費	2,324,195				2,324,195
	2	こども医療費助成事務委託事業			こども医療費助成申請書等のデータ入力業務委託に要する経費	16,700				16,700
	3	医療費助成運営業務改善経費	●		こども医療費・ひとり親医療費助成制度の運用改善に要する経費	66,100				66,100
	目	30青少年育成費				319,554				367,081
こども支援課	1	ファミリー・サポート・センター経費			ファミリー・サポート・センター事業の業務委託に要する経費	18,360	12,240			6,120
	2	西原公園児童館管理運営経費			西原公園児童館の運営に係る児童厚生員の雇用等に要する経費	6,002				6,002
	3	児童館管理運営経費(経常)			児童館運営審議会の開催に要する経費	264				264
	4	民間児童館活動事業助成			民間児童館の活動に対する助成に要する経費	1,500				1,500
	5	こども文化会館施設管理経費			こども文化会館の指定管理料	195,103			171	194,932
	6	勤労青少年ホーム一般管理経費			勤労青少年ホームの運営等に要する経費	3,654			1,173	2,481

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
		新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづき)	7	勤労青少年ホーム事業経費				定期講座の開催等に要する経費	810				810
	8	こども文化会館施設整備経費				こども文化会館の施設・設備整備等に要する経費	13,800		12,400		1,400
	9	西原公園児童館管理運営経費 (政策)				西原公園児童館の施設・設備整備に要する経費	38,000		34,200		3,800
	10	城南児童館施設管理経費				城南児童館の管理運営等に要する経費	20,998				20,998
	11	熊本市児童館管理運営経費 (経常)				公立児童館(9箇所)の運営に係る児童厚生員の雇用等に要する経費	64,090				64,090
	12	勤労青少年ホーム施設整備経費				勤労青少年ホームの施設・設備整備に要する経費	4,500		4,000		500
	款	25衛生費				1,370,672	1,366,551	349,245		17,753	999,553
	項	10保健衛生費				71,457	80,525	57,912		2,207	20,406
	目	10保健衛生総務費				71,457	80,525	57,912		2,207	20,406
こども支援課	1	子育て世代包括支援センター管理運営経費				子育て世代包括支援センターの管理運営に要する経費	69,496	57,912			11,584
	2	健康センター管理経費				健康センター平成分室、健康センター清水分室の管理に要する経費	11,029			2,207	8,822

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
	項	30児童衛生費				1,299,215	1,286,026	291,333		15,546	979,147	
	目	10児童衛生費				1,299,215	1,286,026	291,333		15,546	979,147	
こども支援課	1	幼児健診経費				1歳6か月児及び3歳児健診に要する経費	69,159	3,021			66,138	
	2	妊婦・乳児健康診査委託事業				妊婦健診及び乳児（3か月及び7か月）健診に要する経費	664,000	20,957			643,043	
	3	妊婦・乳児健康診査経費				妊婦健診及び乳児健診の経過観察に要する経費	1,105				1,105	
	4	妊娠・出産包括支援事業				妊婦健康相談、育児相談等に要する経費	19,540	9,770			9,770	
	5	団体助成				熊本県助産師会に対する助成に要する経費	90				90	
	6	児童衛生費一般管理経費				母子保健に関する医療給付等に要する経費	3,440				3,440	
	7	産後ケア事業		●		産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケアや育児のサポートに要する経費	44,000	22,000			22,000	
	8	産婦健康診査事業				出産後間もない時期の産婦の健康診査に対する助成に要する経費	30,000	15,000			15,000	
	9	養育医療・療養援護経費				未熟児の入院医療費助成に要する経費	101,099	64,275		15,300	21,524	
	10	小児慢性特定疾病医療支援経費				小児慢性特定疾病治療費給付に要する経費	262,921	130,796			132,125	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	本年度	左の財源内訳				
			新規	拡充	復興			前年度	国県	地方債	その他	一般財源
こども支援課 (つづぎ)	11	不妊治療費助成事業				不妊治療費の助成に要する経費	10,100	7,500			2,600	
	12	小児慢性特定疾病医療支援経費(政策)		●		小児慢性特定疾病治療費給付に要する経費(システム改修経費)	2,700	1,350			1,350	
	13	産前産後ホームヘルプサービス事業				養育支援が特に必要な家庭等へのホームヘルパー派遣に要する経費	10,000	7,500			2,500	
こども家庭福祉課	1	養育支援家庭訪問事業				養育支援が特に必要な家庭等への助産師等による訪問指導の業務委託等に要する経費	1,796	1,196			600	
	2	こども発達支援センター運営経費		●		こども発達支援センターの運営等に要する経費	34,720			246	34,474	
	3	地域療育関連経費				研修会・療育支援ネットワーク会議等の開催に要する経費	284				284	
	4	子育てスマイルサポート事業				障がいの疑いのある児童等に対する相談対応を行う会計年度任用職員の雇用等に要する経費	10,335				10,335	
	5	ペアレントトレーニング事業				障がいの疑いのある児童の保護者の支援を行う会計年度任用職員の雇用等に要する経費	20,737	7,968			12,769	
	款	55教育費				296,700	234,600	174,457			60,143	
	項	30幼稚園費				296,700	234,600	174,457			60,143	
	目	10幼稚園管理費				296,700	234,600	174,457			60,143	
保育幼稚園課	1	私学助成(幼稚園)				私立幼稚園の職員研修に対する助成に要する経費	3,600				3,600	

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分			事業内容	前年度	本年度	左の財源内訳			
			新規	拡充	復興				国県	地方債	その他	一般財源
保育幼稚園課 (つづぎ)	2	幼稚園預かり保育利用給付費				幼児教育無償化に伴う預かり保育利用者に対する給付に要する経費	100,000	75,000			25,000	
	3	私立幼稚園等利用給付費				幼児教育無償化に伴う利用者の保育料等に対する給付に要する経費	126,000	97,425			28,575	
	4	多子世帯副食費助成事業(幼稚園)				多子世帯の副食費に対する助成に要する経費	3,500	2,032			1,468	
	5	私立幼稚園等特別支援教育助成				特別支援教育に係る研修に対する助成に要する経費	1,500				1,500	

特別会計

こども局

款・項・目・節		本年度	前年度	説明
款	20繰越金	100,000	50,000	
項	10繰越金	100,000	50,000	
目	10繰越金	100,000	50,000	
節	10前年度繰越金	100,000	50,000	前年度からの繰越金 100,000
款	30諸収入	130,000	130,000	
項	10貸付金元利収入	129,999	129,999	
目	10母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	129,999	129,999	
節	10母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	129,999	129,999	貸付金の償還金 129,999
項	20雑入	1	1	
目	10雑入	1	1	
節	10雑入	1	1	雑入 1
歳入計		230,000	180,000	

令和6年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計・当初予算
〔歳出〕

令和6年第1回定例会
(単位：千円)

款・項・目		本年度	前年度	説明
款	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	143,889	129,118	
項	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	143,889	129,118	
目	10母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	102,697	104,778	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 102,697 ①貸付金 100,401 ②印刷製本費等 2,296 (債務負担行為 令和7年度～令和11年度 限度額 50,000)
目	20母子父子寡婦福祉資金貸付事業総務費	41,192	24,340	一般会計への繰出金 41,192
款	20公債費	86,111	50,882	
項	10公債費	86,111	50,882	
目	10元金	86,111	50,882	国への償還金 86,111
歳出計		230,000	180,000	

病院局

病院事業会計

病院局

令和6年度病院事業会計 業務の予定量

区 分			本年度当初 A	前年度当初 B	前年度比較 A - B	前年度 決算見込	前々年度 決算	備 考
項 目								
市 民 病 院	入 院	延べ患者数 (人)	134,539	122,610	11,929	129,552	114,593	
		診療単価 (円)	71,686	76,469	▲ 4,783	71,778	77,651	
		診療収益 (千円)	9,644,562	9,375,913	268,649	9,298,930	8,898,314	
病 院	外 来	延べ患者数 (人)	117,437	113,238	4,199	117,437	116,827	
		診療単価 (円)	22,172	20,043	2,129	22,172	21,080	
		診療収益 (千円)	2,603,810	2,269,663	334,147	2,603,810	2,462,688	
芳 野 診 療 所	外 来	延べ患者数 (人)	2,208	2,123	85	2,208	2,184	
		診療単価 (円)	12,038	12,850	▲ 812	12,038	11,935	
		診療収益 (千円)	26,580	27,281	▲ 701	26,580	26,066	
植 木 病 院	入 院	一般病棟延べ患者数 (人)	30,553	30,282	271	21,121	20,010	
		療養病棟延べ患者数 (人)	12,374	12,989	▲ 615	11,559	11,852	
		一般病棟診療単価 (円)	36,372	36,247	125	40,736	48,299	
		療養病棟診療単価 (円)	23,137	21,893	1,244	23,066	22,321	
		診療収益 (千円)	1,397,566	1,381,994	15,572	1,127,082	1,231,020	
病 院	外 来	延べ患者数 (人)	24,311	24,816	▲ 505	25,444	27,010	
		診療単価 (円)	10,849	11,195	▲ 346	10,753	10,973	
		診療収益 (千円)	263,748	277,809	▲ 14,061	273,596	296,368	

令和6年度当初予算 総括表

(1) 収益的収支 (3条予算)

(単位：千円)

		本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)
病院 事業 収益	市 民 病 院	14,460,333	14,199,742	260,591	1.8
	芳 野 診 療 所	55,432	55,447	▲ 15	▲ 0.0
	植 木 病 院	2,188,265	2,187,914	351	0.0
	計	16,704,030	16,443,103	260,927	1.6
病院 事業 費用	市 民 病 院	14,458,788	14,723,161	▲ 264,373	▲ 1.8
	芳 野 診 療 所	55,432	55,447	▲ 15	▲ 0.0
	植 木 病 院	2,187,800	2,182,665	5,135	0.2
	計	16,702,020	16,961,273	▲ 259,253	▲ 1.5
収 益 的 収 支	市 民 病 院	1,545	▲ 523,419	524,964	—
	芳 野 診 療 所	0	0	0	—
	植 木 病 院	465	5,249	▲ 4,784	—
	計	2,010	▲ 518,170	520,180	—

(2) 資本的収支 (4条予算)

(単位：千円)

		本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)
資本的 収入	市民病院	1,099,313	689,604	409,709	59.4
	植木病院	247,885	250,051	▲ 2,166	▲ 0.9
	計	1,347,198	939,655	407,543	43.4
資本的 支出	市民病院	1,745,762	1,259,708	486,054	38.6
	植木病院	348,393	340,414	7,979	2.3
	計	2,094,155	1,600,122	494,033	30.9
資本的 収支	市民病院	▲ 646,449	▲ 570,104	▲ 76,345	—
	植木病院	▲ 100,508	▲ 90,363	▲ 10,145	—
	計	▲ 746,957	▲ 660,467	▲ 86,490	—

資本的収支補てん財源の説明

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額746,957千円は、過年度分損益勘定留保資金746,957千円で補てんするものとする。

令和6年度当初予算 内訳表

1. 収益的収支

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	14,460,333	14,199,742	260,591	1.8	
(1) 医 業 収 益	12,614,142	11,997,941	616,201	5.1	
① 入 院 収 益	9,644,562	9,375,913	268,649	2.9	
② 外 来 収 益	2,603,810	2,269,663	334,147	14.7	
③ そ の 他 医 業 収 益	164,138	146,739	17,399	11.9	個室料、予防接種等収益
④ 他 会 計 負 担 金	201,632	205,626	▲ 3,994	▲ 1.9	一般会計繰入金
(2) 医 業 外 収 益	1,694,507	2,073,496	▲ 378,989	▲ 18.3	
① 他 会 計 補 助 金	366,596	345,358	21,238	6.1	一般会計繰入金
② 他 会 計 負 担 金	267,153	350,876	▲ 83,723	▲ 23.9	一般会計繰入金
③ 補 助 金	54,588	734,176	▲ 679,588	▲ 92.6	国・県補助金
④ 長 期 前 受 金 戻 入	862,286	509,319	352,967	69.3	補助金償却等
⑤ そ の 他 医 業 外 収 益	143,884	133,767	10,117	7.6	駐車場使用料等収入
(3) 特 別 利 益	151,684	128,305	23,379	18.2	
① 長 期 前 受 金 戻 入	151,684	128,305	23,379	18.2	補助金償却等（過年度分）

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 費 用	14,458,788	14,723,161	▲ 264,373	▲ 1.8	
(1) 医 業 費 用	14,087,700	13,798,055	289,645	2.1	
① 給 与 費	7,329,588	7,061,211	268,377	3.8	
② 材 料 費	2,875,600	2,829,300	46,300	1.6	薬品、診療材料費等
③ 経 費	2,529,368	2,567,342	▲ 37,974	▲ 1.5	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	1,305,227	1,290,114	15,113	1.2	
⑤ 資 産 減 耗 費	7,137	5,063	2,074	41.0	
⑥ 研 究 研 修 費	40,780	45,025	▲ 4,245	▲ 9.4	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	361,088	361,206	▲ 118	▲ 0.0	
① 支払利息及び企業債取扱諸費	119,628	128,008	▲ 8,380	▲ 6.5	企業債利息等
② 長期前払消費税勘定償却	78,860	77,197	1,663	2.2	固定資産の消費税分
③ 雑 損 失	147,600	141,001	6,599	4.7	薬品費の消費税分
④ 消 費 税	15,000	15,000	0	0.0	
(3) 特 別 損 失	0	553,900	▲ 553,900	▲ 100.0	
① 災 害 に よ る 損 失	0	553,900	▲ 553,900	▲ 100.0	
(4) 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	
① 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	
収 益 的 収 支	1,545	▲ 523,419	524,964	—	

芳野診療所

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	55,432	55,447	▲ 15	▲ 0.0	
(1) 医 業 収 益	27,700	28,391	▲ 691	▲ 2.4	
① 外 来 収 益	26,580	27,281	▲ 701	▲ 2.6	
② そ の 他 医 業 収 益	1,120	1,110	10	0.9	予防接種、文書料等収益
(2) 医 業 外 収 益	27,732	27,056	676	2.5	
① 他 会 計 負 担 金	22,117	23,219	▲ 1,102	▲ 4.7	一般会計繰入金
② 補 助 金	5,181	3,256	1,925	59.1	国・県補助金
③ 長 期 前 受 金 戻 入	434	581	▲ 147	▲ 25.3	補助金償却等
1 病 院 事 業 費 用	55,432	55,447	▲ 15	▲ 0.0	
(1) 医 業 費 用	54,702	54,654	48	0.1	
① 給 与 費	34,210	32,300	1,910	5.9	
② 材 料 費	8,400	9,040	▲ 640	▲ 7.1	薬品、診療材料費等
③ 経 費	8,644	8,677	▲ 33	▲ 0.4	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	3,277	4,471	▲ 1,194	▲ 26.7	
⑤ 研 究 研 修 費	171	166	5	3.0	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	730	793	▲ 63	▲ 7.9	
① 雑 損 失	730	793	▲ 63	▲ 7.9	薬品費の消費税分
収 益 的 収 支	0	0	0	—	

植木病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 収 益	2,188,265	2,187,914	351	0.0	
(1) 医 業 収 益	1,870,113	1,868,996	1,117	0.1	
① 入 院 収 益	1,397,566	1,381,994	15,572	1.1	
② 外 来 収 益	263,748	277,809	▲ 14,061	▲ 5.1	
③ そ の 他 医 業 収 益	89,904	92,574	▲ 2,670	▲ 2.9	個室料、予防接種等収益
④ 他 会 計 負 担 金	118,895	116,619	2,276	2.0	一般会計繰入金
(2) 医 業 外 収 益	245,416	256,942	▲ 11,526	▲ 4.5	
① 受 取 利 息 配 当 金	1	1	0	0.0	
② 他 会 計 補 助 金	63,109	76,624	▲ 13,515	▲ 17.6	一般会計繰入金
③ 他 会 計 負 担 金	107,138	102,383	4,755	4.6	一般会計繰入金
④ 補 助 金	5,687	3,687	2,000	54.2	国・県補助金
⑤ 患 者 外 給 食 収 益	6	6	0	0.0	
⑥ 長 期 前 受 金 戻 入	64,981	69,394	▲ 4,413	▲ 6.4	補助金償却等
⑦ そ の 他 医 業 外 収 益	4,494	4,847	▲ 353	▲ 7.3	その他収入
(3) 特 別 利 益	72,736	61,976	10,760	17.4	
① 長 期 前 受 金 戻 入	72,736	61,976	10,760	17.4	補助金償却等（過年度分）

植木病院

(単位：千円)

款 項 目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 病 院 事 業 費 用	2,187,800	2,182,665	5,135	0.2	
(1) 医 業 費 用	2,152,202	2,137,194	15,008	0.7	
① 給 与 費	1,232,592	1,283,586	▲ 50,994	▲ 4.0	
② 材 料 費	183,428	179,238	4,190	2.3	薬品、診療材料費等
③ 経 費	594,399	535,763	58,636	10.9	委託料、賃借料等
④ 減 価 償 却 費	131,831	131,412	419	0.3	
⑤ 資 産 減 耗 費	2,469	2,379	90	3.8	器械備品除却
⑥ 研 究 研 修 費	7,483	4,816	2,667	55.4	旅費、図書費等
(2) 医 業 外 費 用	33,598	43,471	▲ 9,873	▲ 22.7	
① 支払利息及び企業債取扱諸費	20,765	23,279	▲ 2,514	▲ 10.8	企業債利息
② 長期前払消費税勘定償却	3,162	11,224	▲ 8,062	▲ 71.8	
③ 雑 損 失	4,671	3,968	703	17.7	薬品費の消費税分等
④ 消 費 税	5,000	5,000	0	0.0	
(3) 予 備 費	2,000	2,000	0	0.0	
① 予 備 費	2,000	2,000	0	0.0	
収 益 的 収 支	465	5,249	▲ 4,784	—	

2. 資本的収支

市民病院

(単位：千円)

款項目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A - B	伸び率 (%)	備 考
1 資本的収入	1,099,313	689,604	409,709	59.4	
(1) 企業債	318,400	295,400	23,000	7.8	
① 企業債	318,400	295,400	23,000	7.8	医療機器整備事業等
(2) 出資金	7,077	5,582	1,495	26.8	
① 他会計出資金	7,077	5,582	1,495	26.8	一般会計繰入金
(3) 補助金	542,094	165,905	376,189	226.7	
① 国県補助金	31,975	33,231	▲ 1,256	▲ 3.8	
② 他会計補助金	510,119	132,674	377,445	284.5	一般会計繰入金
(4) 負担金	231,742	222,717	9,025	4.1	
① 他会計負担金	231,742	222,717	9,025	4.1	一般会計繰入金
1 資本的支出	1,745,762	1,259,708	486,054	38.6	
(1) 建設改良費	355,397	339,912	15,485	4.6	
① 施設改良費	35,000	5,000	30,000	600.0	
② 器具備品費	320,397	301,777	18,620	6.2	医療機器等
③ 電算システム導入費	0	33,135	▲ 33,135	▲ 100.0	
(2) 企業債償還金	1,390,365	919,796	470,569	51.2	
① 企業債償還金	1,390,365	919,796	470,569	51.2	
資本的収支	▲ 646,449	▲ 570,104	▲ 76,345	—	

植木病院

(単位：千円)

款項目	本年度 A	前年度 B	前年度比較 A－B	伸び率 (%)	備考
1 資本的収入	247,885	250,051	▲ 2,166	▲ 0.9	
(1) 企業債	96,900	107,400	▲ 10,500	▲ 9.8	
① 企業債	96,900	107,400	▲ 10,500	▲ 9.8	医療機器整備事業等
(2) 出資金	567	567	0	0.0	
① 他会計出資金	567	567	0	0.0	一般会計繰入金
(3) 補助金	430	815	▲ 385	▲ 47.2	
① 国県補助金	430	815	▲ 385	▲ 47.2	
(4) 負担金	149,988	141,269	8,719	6.2	
① 他会計負担金	149,988	141,269	8,719	6.2	一般会計繰入金
1 資本的支出	348,393	340,414	7,979	2.3	
(1) 建設改良費	102,299	110,930	▲ 8,631	▲ 7.8	
① 施設改良費	0	12,230	▲ 12,230	▲ 100.0	
② 器具備品費	99,299	80,800	18,499	22.9	医療機器等
③ 車両費	0	6,200	▲ 6,200	▲ 100.0	
④ 電算システム導入費	3,000	11,700	▲ 8,700	▲ 74.4	
(2) 企業債償還金	246,094	229,484	16,610	7.2	
① 企業債償還金	246,094	229,484	16,610	7.2	
資本的収支	▲ 100,508	▲ 90,363	▲ 10,145	—	

令和6年度当初予算 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院駐車場管理業務委託	令和7年度～令和11年度	49,500
市民病院カーテン賃借業務	令和7年度～令和11年度	30,600
市民病院物品調達管理業務委託	令和6年度～令和9年度	195,000
市民病院床頭台等賃借業務	令和7年度～令和11年度	43,200
植木病院カーテン賃借業務	令和6年度～令和11年度	9,660
植木病院給食調理業務等委託	令和6年度～令和11年度	315,403
植木病院医療事務等業務委託	令和6年度～令和9年度	173,100

令和6年度当初予算 総括（グラフ）

（単位：千円）

1 収益的収支

【収入総額 : 16,704,030】

特別利益 224,420 (1.3%)
補助金 65,456 (0.4%)

入院収益	外来収益	一般会計繰入金	その他収益
11,042,128 (66.1%)	2,894,138 (17.3%)	1,146,640 (6.9%)	1,331,248 (8.0%)

【支出総額 : 16,702,020】

特別損失・予備費 12,000 (0.1%)

給与費	材料費	経費	減価償却費
8,596,390 (51.5%)	3,067,428 (18.4%)	3,132,411 (18.7%)	1,440,335 (8.6%)

その他費用 453,456 (2.7%)

収益的収支差額※ 2,010

※純損益（税抜収支）は 6,566の赤字

2 資本的収支

【収入総額 : 1,347,198】 国県補助金 32,405 (2.4%)

企業債	一般会計繰入金	資本的収支差額
415,300 (30.8%)	899,493 (66.8%)	746,957

※補填財源
過年度分損益勘定留保資金

【支出総額 : 2,094,155】

建設改良費	企業債償還金
457,696 (21.9%)	1,636,459 (78.1%)

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第49号	<p>件名：熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について</p> <p><改正理由> 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第89号）を廃止する等のため、この条例を制定する。</p> <p><改正内容> 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2の規定により、なお効力を有するとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設について、令和6年3月31日で経過措置が終了することに伴い、熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第89号）を廃止し、熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）から指定介護療養型医療施設の指定更新申請に係る規定を削除する。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>【削る】</p> <p>(47) 熊本市おでかけICカードの交付 1件につき 500円（盗難、紛失又は破損による再交付の場合にあつては、1,030円）</p> <p>(48) 輸出食品衛生証明書の交付 1件につき 600円</p> <p>(49) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく採取計画の認可申請 1件につき 53,000円</p> <p>(50) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件につき 34,000円</p> <p>(51) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画の認可申請 1件に</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定更新申請 1件につき 28,000円</p> <p>(48) 熊本市おでかけICカードの交付 1件につき 500円（盗難、紛失又は破損による再交付の場合にあつては、1,030円）</p> <p>(49) 輸出食品衛生証明書の交付 1件につき 600円</p> <p>(50) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく採取計画の認可申請 1件につき 53,000円</p> <p>(51) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件につき 34,000円</p> <p>(52) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画の認可申請 1件に</p>	<p>○健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号） （健康保険法等の一部改正に伴う経過措置） 第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>2・3 【略】</p>

<p>つき 33,900円</p> <p>(52) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件につき 15,000円</p> <p>(53) 前各号に規定のない事項についての証明（前各号の規定の適用がないものとして規定されたものを除く。） 1件につき 300円</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>	<p>つき 33,900円</p> <p>(53) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件につき 15,000円</p> <p>(54) 前各号に規定のない事項についての証明（前各号の規定の適用がないものとして規定されたものを除く。） 1件につき 300円</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>	
---	---	--

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第53号	<p>件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由></p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行う必要がある。</p> <p><改正内容></p> <p>会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加するもの。その他規定の整備。</p> <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ、かつ、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って支給する。

第20条～第28条 【略】

(会計年度任用職員についての適用除外)

第29条 第4条、第6条、第8条、第10条、第17条_____及び第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「第10条」とあるのは「第10条、第12条」と、「及び第20条」とあるのは「、第20条及び第21条」と読み替えるものとする。

第30条 【略】

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務時間及び勤務成績に応じ、かつ、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って支給する。

第20条～第28条 【略】

(会計年度任用職員についての適用除外)

第29条 第4条、第6条、第8条、第10条、第17条、第19条及び第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「第10条」とあるのは「第10条、第12条」と、「及び第20条」とあるのは「、第20条及び第21条」と読み替えるものとする。

第30条 【略】

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第100号	<p>件名：熊本市介護保険条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 保険料率の改定 年額38,400円から161,280円まで → 年額34,944円から222,720円まで ※ 第1号被保険者のうち所得段階が第1段階、第2段階又は第3段階に該当する者の令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度における保険料率の軽減</p> <p>(1) 第1段階に該当する者 年額 34,944円 → 21,888円</p> <p>(2) 第2段階に該当する者 年額 43,776円 → 28,416円</p> <p>(3) 第3段階に該当する者 年額 49,920円 → 49,536円</p> <p>2 基準所得金額（所得段階を区分する基準となる合計所得金額）の変更 ・所得段階第9段階と第10段階を区分する基準所得金額 400万円→420万円 ・所得段階第10段階と第11段階を区分する基準所得金額 500万円→520万円 ・所得段階第11段階と第12段階を区分する基準所得金額 600万円→620万円 ・所得段階第12段階と第13段階を区分する基準所得金額 700万円以上→720万円</p> <p>3 基準所得金額の追加 ・所得段階第13段階と第14段階を区分する基準所得金額 820万円 ・所得段階第14段階と第15段階を区分する基準所得金額 920万円</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>

改正後（案）	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。 （保険料率）</p> <p>第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,944円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,776円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,920円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 84,480円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 99,840円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 130,560円</p> <p>ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。 （保険料率）</p> <p>第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 38,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,000円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 57,600円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 92,160円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 99,840円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ 若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 130,560円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 145, 920円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 161, 280円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176, 640円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 192, 000円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 207, 360円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 222, 720円

第4条 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ又は令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ 若しくは第12号イ に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 138, 240円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ 若しくは第12号イ に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 145, 920円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ _____ に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 153, 600円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。） _____ に該当する者を除く。）

【新設】

【新設】

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 161, 280円

第4条 （略）

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 若しくは第12号イ 又は令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5

口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第6号から第14号まで又は令第39条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 前項の規定により算定した合算前の保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第6条～第22条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

(平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,780円とする。

(平成30年度における保険料率の特例)

第10条の2 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,504円とする。

(令和元年度における保険料率の特例)

第10条の3 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,560円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,812円とする。

(令和2年度における保険料率の特例)

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は

号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第6号から第12号まで又は令第39条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 前項の規定により算定した合算前の保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第6条～第22条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

(平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,780円とする。

(平成30年度における保険料率の特例)

第10条の2 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,504円とする。

(令和元年度における保険料率の特例)

第10条の3 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,560円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,812円とする。

(令和2年度における保険料率の特例)

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又

同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

第10条の7 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,888円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,416円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,536円とする。

第11条～第14条 （略）

は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

第11条～第14条 （略）

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年（2024年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第101号	<p>件名：熊本市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の施行に伴い、本市の国民健康保険料の賦課に関する基準に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 退職者医療制度の前倒し廃止に係る規定の整備 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）の激減に伴い保険者間の財政調整効果が皆無に等しいため、退職被保険者等に係る規定を削除するもの</p> <p>2 国民健康保険料の賦課割合</p> <p>(1) 基礎賦課額の保険料率に係る割合の変更 所得割 100分の43.64 → 100分の44.54 均等割 100分の39.45 → 100分の37.64 平等割 100分の16.91 → 100分の17.82</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る割合の変更 所得割 100分の44.65 → 100分の44.07 均等割 100分の38.74 → 100分の38.62 平等割 100分の16.61 → 100分の17.31</p> <p>(3) 介護納付金賦課額の保険料率に係る割合の変更 所得割 100分の46.44 → 100分の45.58 均等割 100分の53.56 → 100分の54.42</p> <p>3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料限度額の変更 22万円 → 24万円</p> <p>4 国民健康保険料の軽減対象となる世帯を判定するための所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額の引上げ 5割軽減「29万円」 → 「29万5千円」 2割軽減「53万5千円」 → 「54万5千円」</p> <p>5 その他規定の整備</p> <p><施行日> 令和6年4月1日</p>

納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 _____

_____の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（ _____
_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び
第72条の3の3第1項の規定による繰入金 _____

_____を除く。）の額
（ _____基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち _____基礎賦課額は、当該世帯に属する **被保険者**につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 _____

_____の合計額とする。

（ _____基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、 **被保険者**に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する

納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 (エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する 一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、 一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する

長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314

長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314

条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（ 基礎賦課額の保険料率）

第15条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の44.54に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の37.64に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の17.82に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」とい

条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の43.64に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の39.45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の16.91に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」とい

う。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第15条の2から第15条の4の2まで 削除

う。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の4 第15条の2の被保険者均等割額は、第15条の規定により算

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条 _____ の基礎賦課額

_____ は、65万円を超えることができない。

(_____ 後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち _____ 後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の4の2 第15条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条 又は第15条の2の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。) は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 _____ に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（_____ 法第72条の3第1、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（_____ 後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する 被保険者 につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 _____ の合計額とする。

（_____ 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の5の4 前条の所得割額は、被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（_____ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の5の5 _____ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 **であって、熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの** に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（**法附則第9条第1項の規定により読み替えられた**法第72条の3第1、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（**一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する **一般被保険者** につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 **（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）** の合計額とする。

（**一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の5の4 前条の所得割額は、**一般被保険者** に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（**一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の5の5 **一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44.07に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38.62に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17.31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第15条の5の6から第15条の5の9まで 削除

は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44.65に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38.74に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16.61に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支

援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第15条の5の8 第15条の5の6の被保険者均等割額は、第15条の5の5の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第15条の5の9 第15条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の5の10 第15条の5の3 _____の後期高齢者支援金等賦課額 _____

_____は、**24万円**を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア **法附則第7条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____
_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の5の10 第15条の5の3 **又は第15条の5の6**の後期高齢者支援金等賦課額 **(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)**は、**22万円**を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア **法附則第22条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(**法附則第9条第1項の規定により読み替えられた**法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する

介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の45.58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の54.42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第15条の10～第17条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護

介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の46.44に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の53.56に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第15条の10～第17条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護

納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条

条 若しくは第15条の5の3 の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の7の額又は第20条第1項各号 （同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。） に定める額、第20条の3第1項 （同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。） に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号 （同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。） に定める額、第20条の4第1項各号 （同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。） に定める額若しくは 同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。） に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条 若しくは 第15条の5の3 の額若しくは 第15条の7の額又は第20条第1項各号に定める額、第20

納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の5の3若しくは

第15条の5の6 の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の7の額又は第20条第1項各号 に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号

に定める 額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6 の額、 第15条の7の額又は第20条第1項各号若しくは同条第3項

条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める

額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条_____の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第

若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号

_____に定める額

の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条**又は第15条の2**の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第

5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」

5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」

という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の5の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の9第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第20条の2 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条_____の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の5の5_____」と_____、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2

この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条**又は第15条の2**」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の9第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第20条の2 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条**又は第15条の4**の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条**又は第15条の4**」とあるのは「第15条の5の5**又は第15条の5の8**」と、「**第15条第2項**」とあるのは「**第15条の5の5第2項**」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2

号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条_____の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の5の5_____」と_____、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条_____の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額

号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条**又は第15条の4**の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条**又は第15条の4**」とあるのは「第15条の5の5**又は第15条の5の8**」と、「**第15条第2項**」とあるのは「**第15条の5の5第2項**」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条**又は第15条の2**の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額

に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の5の3_____」と、「65万円」とあるのは「**24万円**」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するもの

に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条**又は第15条の2**」とあるのは「第15条の5の3**又は第15条の5の6**」と、「65万円」とあるのは「**22万円**」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条**又は第15条の2**」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するもの

とした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条_____の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、**前項各号に定めるところにより算定した額**の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の5の3_____」と、「65万円」とあるのは「**24万円**」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同

とした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条**又は第15条の2**の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、**前項に規定する額**の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条**又は第15条の2**」とあるのは「第15条の5の3**又は第15条の5の6**」と、「65万円」とあるのは「**22万円**」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同

じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

第21条～第34条 (略)

附 則 (略)

じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条**又は第15条の2**」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

第21条～第34条 (略)

附 則 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

避難行動要支援者に対する対応方針について

【趣旨】

災害時における要支援者に対する支援として、現行の 2 制度の一本化等、わかりやすく実効性のある制度へと見直しを行うとともに、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されたことを踏まえ、計画作成を推進する為の体制を構築するもの。

1 現行制度の状況

災害時要援護者避難支援制度 (要援護者登録者名簿)	避難行動要支援者制度 (避難行動要支援者名簿)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示したガイドラインに基づく ・ 平成 19 年(2007 年)～本市にて運用開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく ・ 平成 27 年(2015 年)～本市にて運用開始。 ※すべての自治体に作成が義務付け
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の申請により名簿に登録。 ・ 個別避難支援プランを策定。 ・ 平常時から、地域の支援者に名簿を配布し、地域での見守り活動等に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め、行政が所持する情報を収集し、市が要件を満たす対象者の名簿を作成。 ・ 災害時要援護者避難支援制度における個別避難支援プランを個別避難計画と位置付け。 ・ 災害時のみ、覚書を締結する地域の支援者等に名簿を配布し、避難行動の支援を行う。
掲載者数:約 9,000 人	掲載者数:約 40,000 人

2 対応方針

(1) 災害時要援護者避難支援制度と避難行動要支援者制度の一本化

● 対象者の統一(定義見直し)

現行の災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者に含める形で再定義し、両制度を統合する。

● 名簿情報提供手法の見直し(平常時)

避難行動要支援者名簿の対象者全員に対し、新たに、外部提供に係る同意確認を行い、同意を得られた対象者については、平常時から地域の支援者に対して情報提供を行う。

(2) 災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成推進

● 計画作成の優先度を設定

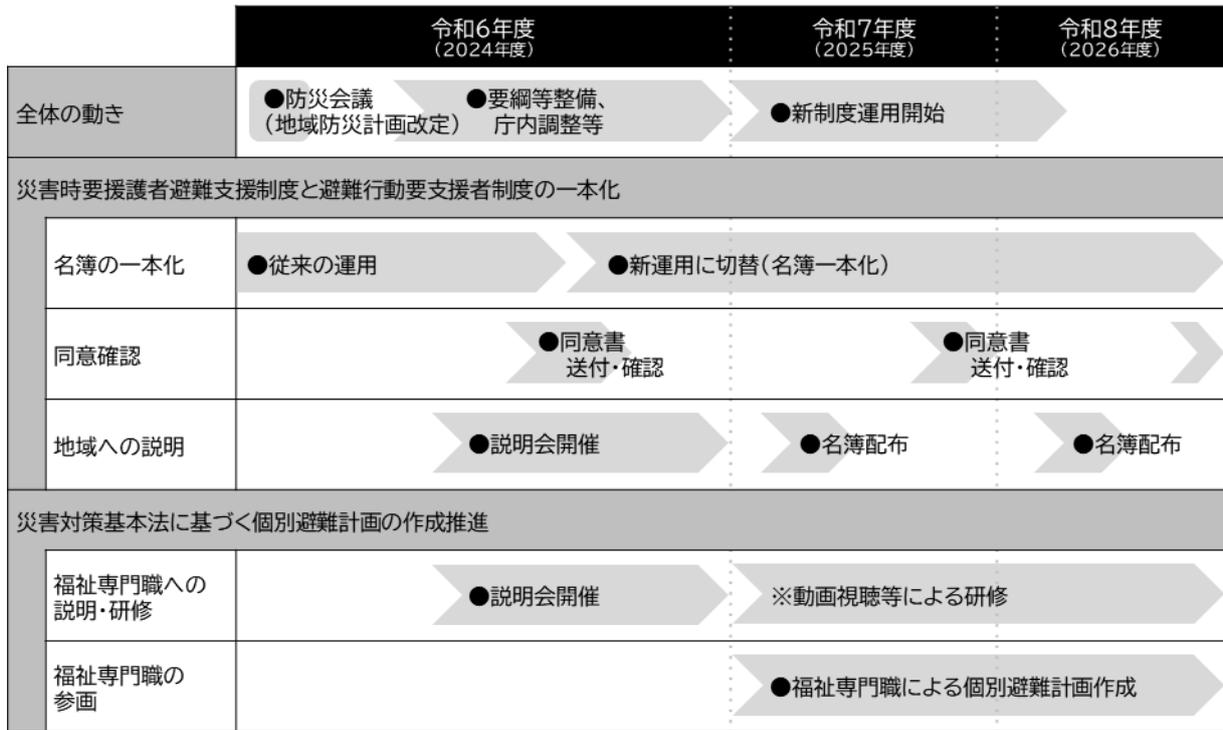
国の取組指針に鑑み、ハザードの状況や心身、世帯の状況を勘案した優先度を設定し、優先度が高い対象者から計画作成を進める。

● 福祉専門職の参画

優先度が高いと判断した対象者について、本人の心身の状況等を把握しているケアマネージャー等の福祉専門職の参画により計画作成を進める。

3 スケジュール

令和6年度(2024年度)中に、地域防災計画の改定や、詳細な制度設計、地域関係者及び福祉専門職への説明会の開催等を実施し、令和7年度(2025年度)から新制度移行予定。



4 令和6年度当初予算額の概要

健康福祉局	
災害時要援護者支援経費	21,300 千円

<主な積算内訳>

名簿配布等の業務委託	16,534 千円
会計年度任用職員人件費(入力作業等)	2,390 千円
従来システムの運用に係る機器賃借料等	1,557 千円

政策局	
防災基本条例推進経費	4,200 千円
(避難行動要支援者個別避難計画作成等の推進経費のみ)	

<主な積算内訳>

同意書発送に係る封入封緘業務委託	1,118 千円
同意書発送に係る消耗品等	1,194 千円
福祉専門職向け研修動画作成等業務委託	1,588 千円

21. 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金給付事業(予備費分)

厚生分科会
当初予算案補足説明資料 2

○低所得世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金(予備費分)の支給に要する経費

(予算額)7,741,900千円
(所管課)健康福祉政策課

趣旨

○電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、R6年度に「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」及び「定額減税を補足する給付(調整給付)」を行うもの。

事業概要

○事業費:7,741,900千円

○事業内容

(1)新たに令和6年度住民税非課税等となる世帯への給付【1,860,000千円】

新たに令和6年度住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に同給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給。また、当該世帯で18歳以下の児童を扶養している場合、児童1人につき5万円を加算。

【対象世帯・加算対象】

- ・新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯:約17,000世帯(1,700,000千円)
- ・こども加算対象:約1,600世帯・3,200人(160,000千円)

(2)調整給付【5,580,000千円】

定額減税しきれないと見込まれる方に、所得税分又は個人住民税分の控除不足額を支給。

【対象者】

定額減税しきれないと見込まれる所得税・住民税の納税義務者:130,000人
※扶養親族等を含む対象者数:180,000人

(3)支給に係る事務費【301,900千円】

《主な積算内訳》

- ・システム改修業務委託:170,000千円
- ・通知物発送に係る郵便料:63,204千円
- ・コールセンター等業務委託:51,000千円
- ・振込手数料等:17,696千円

○スケジュール(予定)

- ・6月1日 賦課期日
- ・7月～ 対象世帯へ確認書発送
- ・8月～ 対象世帯へ順次支給

給付イメージ



確認書の送付



<対象世帯>



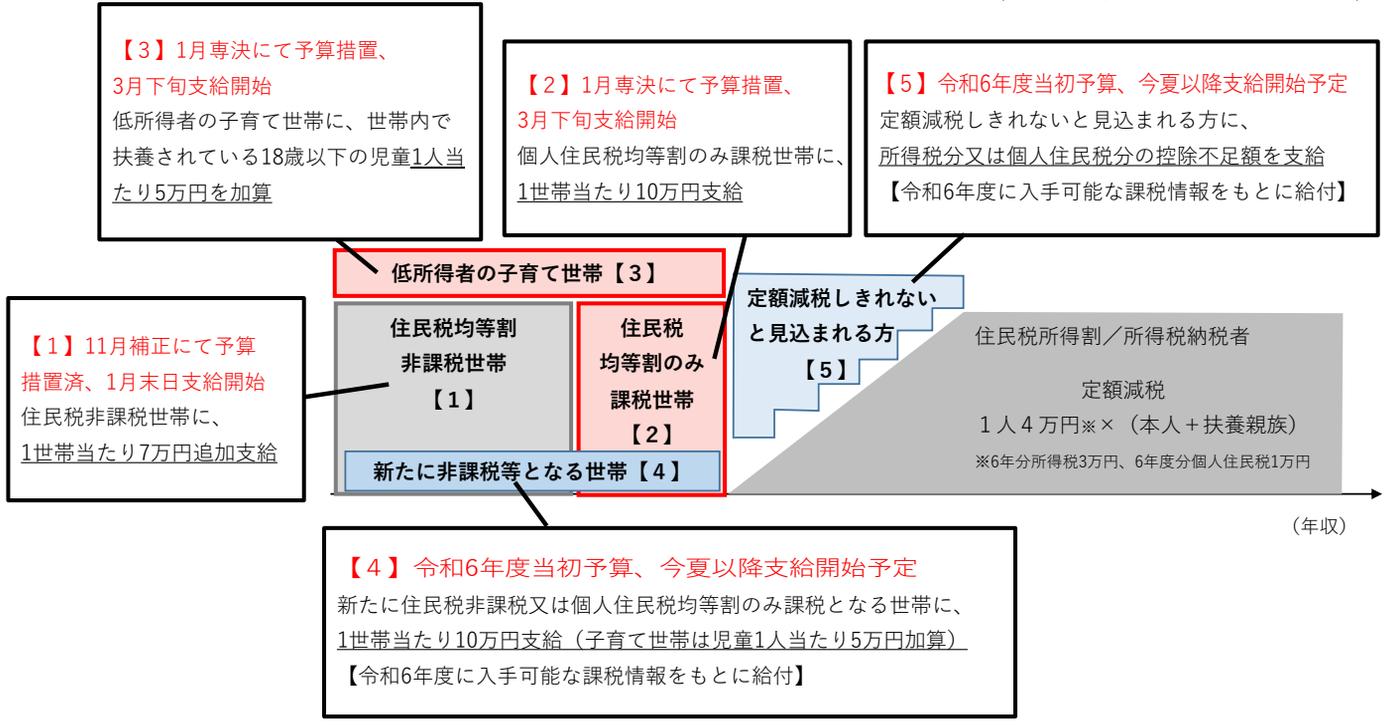
確認書の返送



新たに住民税非課税等となる世帯、こども加算の対象となる世帯または調整給付の対象者等には確認書を送付し、支給口座や扶養状況等を記載して返送してもらい、内容確認後に支給。

令和5年国経済対策に伴う給付金・定額減税一体措置について

(内閣府資料をもとに加工)



熊本市の新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種への対応について

健康福祉局 感染症対策課
ワクチン対策プロジェクトチーム



1. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の概要

1. 接種の分類

予防接種法の特例臨時接種からB類疾病の定期接種へ移行

2. 対象者

65歳以上の高齢者、60～64歳で重症化リスクの高い方:約20万人

3. 接種費用

令和6年度の定期接種における接種費用は、国が標準的な費用として示した7,000円に基づき積算

自己負担:低所得者等0円、左記以外の方3,260円程度の見込み

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
特例臨時接種 (~R5年度)	全額国費	—	—
定期接種 (R6年度)	7,000円	3,260円	3,740円

4. 接種期間、回数

秋冬を想定、1年に1回

5. 接種勧奨と努力義務の有無

なし

2. 令和6年度当初予算(案)について

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化を踏まえた体制確保に要する経費

1. 新型コロナウイルスワクチン接種経費 約4.3億円

項目	R6当初予算(案)	内容
1. 個別接種体制の整備に伴うもの	0千円	ワクチン配送等
ワクチン配送等		
2. ワクチン接種に伴うもの ※	416,231千円	接種見込み 約8.5万人
医療機関等への接種委託		・ 自己負担有 約5.5万人(@3,740円/回)、低所得者等 約3.0万人(@7,000円/回)
3. 事務処理に伴うもの	8,009千円	事務処理委託等
事務処理委託		・ 処理件数見込8.5万件×@94円
4. その他事務処理に伴うもの	3,760千円	保健福祉系システム改修等
システム改修経費等		・ 保健福祉系システム改修等
合計	428,000千円	

※ 接種費用単価:7,000円(自己負担:低所得者等0円、左記以外の方3,260円程度の見込み)

注:自己負担はワクチン価格等により変動する可能性あり。